

長野県宝  
橋倉家住宅修理工事報告書

令和7年3月

松本市教育委員会

## 序



長野県宝橋倉家住宅は、松本城下町に残された数少ない江戸時代の武家住宅の一つです。

この建物は火事にあったことから江戸時代末期に再建され、松本藩主戸田家に仕えた橋倉家がこの土地に代々生活してこられました。昭和51年に長野県宝に指定され、平成14年には橋倉様から建物が松本市へ寄附されました。

松本市では、橋倉様から引き継いだこの建物を将来にわたって保存・活用すべく、令和4年度から令和6年度まで県宝橋倉家住宅活用修理事業を実施しました。傷んだ部材の修理を行い、修理に伴う調査や周辺にわずかに残る武家住宅の類例比較調査を行うとともに、活用においても、地域の方々や信州大学の協力をいただきながら進めてまいりました。

この報告書は、修理・調査・活用の詳細な内容を記録し、同時に橋倉家住宅のあゆみや文化財的な価値を明らかにすることを目的に刊行するものです。本書が橋倉家住宅並びに、松本城下町に現存する武家住宅では、もっとも古いとされる松本市重要文化財高橋家住宅や、橋倉家と同時期の武家住宅である歴史の里に移築された木下尚江生家、ひいては松本城下町の歴史の理解と今後の保存活用に役立てられることを期待しています。

結びに、県宝橋倉家住宅活用修理事業の実施にあたりご指導・ご協力いただきました関係の皆様方に、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

松本市教育委員会

教育長 伊佐治 裕子

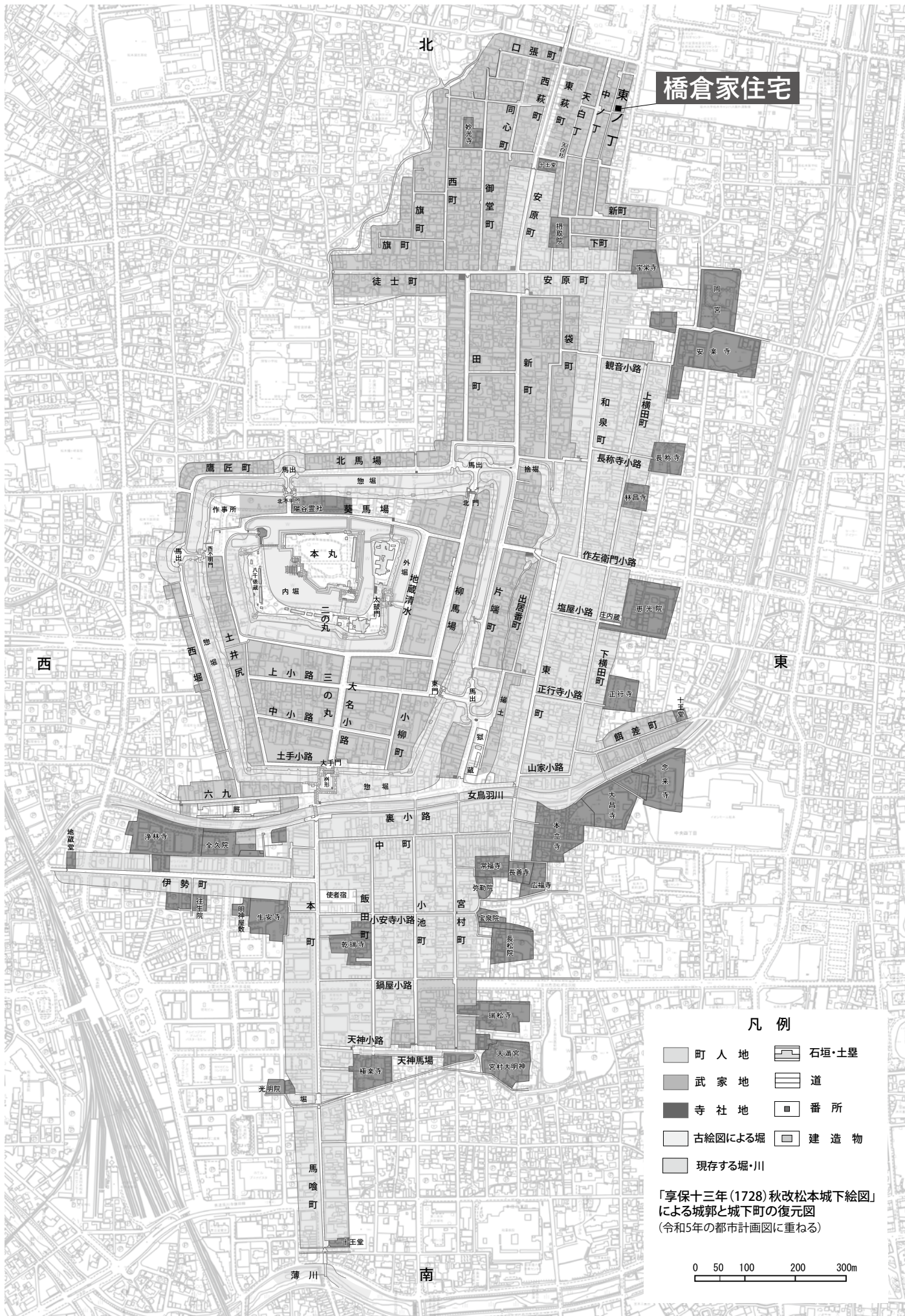
## 例 言

- 1 本書は、令和4年度から令和6年度にかけて実施した長野県宝橋倉家住宅の修理及び調査、活用に関する報告書として、長野県文化財保護事業補助金の交付を受けて松本市が刊行するものである。
- 2 本書の作成にあたっては、工事の概要の他、調査により判明した内容に関する各種参考資料をまとめた。
- 3 本書に掲載した写真・図版は、事業担当者作成のものをはじめ、信州大学学術研究院工学系、梅干野成央准教授・梅干野研究室、有限会社信濃伝統建築研究所及び工事施工者より提出された竣工図書及び施工写真などを使用した。
- 4 本事業に関わる調査報告書、設計図書、施工記録、写真等の資料は松本市教育委員会が保管している。
- 5 本書の刊行における担当は次のとおりである。

編集・著作：松本市教育委員会文化財課

執筆：第1章～3章 第1節、第4章～6章、第7章 第2節 松本市教育委員会文化財課 小林一成  
第3章 第2節～4節 梅干野研究室 山田洋介・梅干野成央  
第7章 第1節 梅干野成央

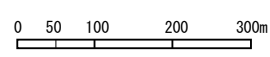
橋倉家住宅



凡例

- 町人地
- 武家地
- 寺社地
- 古絵図による堀
- 現存する堀・川
- 石垣・土塁
- 道
- 番所
- 建造物

「享保十三年(1728)秋改松本城下絵図」による城郭と城下町の復元図  
(令和5年の都市計画図に重ねる)



# 目次

序  
例言  
口絵  
目次

## 第1章 事業の概要

第1節 事業に至る経緯	5
第2節 事業の実施体制	5

## 第2章 建物の概要

第1節 歴史的背景	6
第2節 文化財の指定	6

## 第3章 調査事項

第1節 耐震調査	12
第2節 痕跡調査	13
第3節 裏張り調査	17
第4節 類例比較調査	19

## 第4章 修理工事の概要

第1節 工事の経過	35
第2節 工事の概要	35
第3節 各部仕様	35

## 第5章 活用の概要

第1節 保存活用の経過	37
第2節 活用の状況	37

第6章 資料	40
--------	----

## 第7章 まとめ

第1節 文化的価値	42
第2節 今後に向けて	43

写真  
図面

## 第1章 事業の概要

### 第1節 事業に至る経緯

橋倉家住宅は、松本城下町の北東に位置し、江戸時代は「東ノ丁」と呼ばれ、中下級武士の住まいが広がっていた。嘉永2年（1849）12月25日には東ノ丁一帯97軒<sup>注1)</sup>が焼失する火事が起きているため、現存する主家は江戸時代末期に再建されたものではないかと考えられている。

昭和51年（1976）には長野県宝に指定され、平成14年（2002）に松本市の所有となった。その後、公共施設としての活用検討を進めたが、活用の目途がたたず、それに伴う本格復原整備は将来的な課題となった。

以後も建物の老朽化が進行し、荒天時に破損が生じるなど、修理が必要な状態であった。また、活用に関しては、地域による歴史的な建造物の見学会や子供たちへ歴史を伝える寺子屋事業などが試みられたが、近年では地域の高齢化とともに、令和2年（2020）から新型コロナウイルス感染症の蔓延により社会的な活動が抑制されたことも重なり、建物が使われない状態が続いていた。

そこで、従来の当初の姿に復原する方針から、活用を見据えた建物利用に必要な最低限の修理と耐震対策へ方針を改め、県宝橋倉家住宅活用修理事業を実施することになった。事業実施にあたっては、修理と建物調査、さらに活用として建物の知名度向上と試験的利用を行った。

### 第2節 事業の実施体制

県宝橋倉家住宅活用修理事業は、令和4～6年度にかけて、所有者である松本市を事業主体として長野県文化財保護事業補助金の交付を受けて実施した。

#### 1 事業組織

事業主体

松本市

市長 臥雲 義尚

松本市教育委員会

教育長 伊佐治 裕子

教育次長 逸見 和行（令和4～5年度）

赤羽 志穂（令和6年度）

文化財課長 竹原 学（令和4～5年度）

田多井 用章（令和6年度）

課長補佐 朝倉 一樹

主査 一ノ瀬 幸治

主査 小林 一成

主任 高山 直樹

工事支援

施設課長 田中 久登（令和4年度）

板倉 勝（令和5年度）

課長補佐 岡村 保良（令和4年度）

三木 章平（令和5年度）

技師 宮嶋 謙

指導・助言

長野県教育委員会文化財・生涯学習課

主任指導主事 市川 格（令和4～5年度）

文化財専門員 馬場 伸一郎（令和6年度）

建物調査

信州大学学術研究院工学系・准教授

梅干野 成央

信州大学梅干野研究室（浅見尚太、安西葵、伊藤克、扇割大晴、小野田朱音、小平幸輝、清水蓮、鍾堯、内藤廉哉、永井志保、成田大遙、花岡大樹、早田拓未、原田祐成、藤世すばる、山口美空、山田洋介、和田一樹）

耐震診断・設計・技術指導

有限会社信濃伝統建築研究所 所長 和田 勝

工事施工者

大藏木工 株式会社

株式会社 中島

有限会社 信州緑地

建物活用（主な協力者）

安原地区歴史研究会

信州大学人文学部 教授 金井 直

## 2 事業費

(1) 総事業費 11,552,464円

耐震診断 3,740,000円 工事費 5,269,000円

調査 959,464円 技術指導 407,000円

設計 569,800円 印刷製本 607,200円

(2) 県補助金 3,849,000円

注  
注1) 参考文献1) p.617を参照。

参考文献

1) 松本市編：松本市史 第二巻 歴史編Ⅱ 近世、松本市、1995.11

## 第2章 建物の概要

### 第1節 歴史的背景

橋倉家住宅は旧松本藩士であった橋倉家の住宅として代々使用されてきた建物で、旧藩士の住宅の並んでいた侍屋敷町(旧東ノ丁)にある。橋倉家住宅周辺は現在もその名残をとどめる家が多いが、橋倉家住宅は武家住宅の名残をもっともよくのこしている。屋敷の大きさは間口約6間、奥行約10間で、裏側は小さな溝をへだてて裏の家の敷地に接している。向って左側は隣地の敷地であるが、向って右側は中約2間の小路でそこにかつての共同井戸が残存する<sup>注1)</sup>。

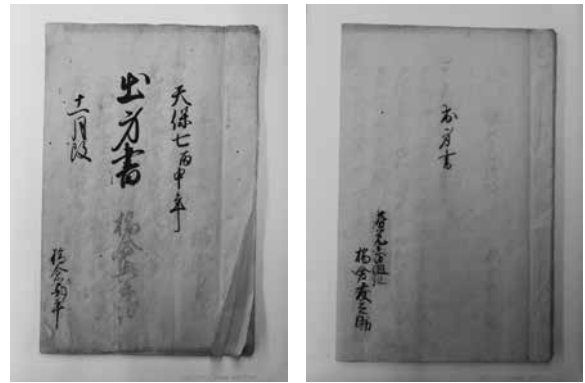
#### 1 橋倉家の由緒

橋倉家は代々松本藩主戸田家に仕えてきた<sup>注2)</sup>。先祖の橋倉圓助正房が宝暦8年(1758)江戸で台所魚洗い、後に料理人に取り立てられたことに始まる。橋倉家は、圓助正房→佐大夫正安→喜源太正直(楯右衛門)→圓助正由→次郎吉政好(楯右衛門)→与兵衛政中→安兵衛正義(楯右衛門)→友之助正次と続く。そのなかで、江戸時代末期に建てられた橋倉家住宅に関わるのが橋倉与兵衛政中である。

##### (1) 橋倉与兵衛の経歴

野々山四郎左衛門譜代の萩野善四郎の子で、喜源太正直の妻の養子となる。与兵衛の最終の石高は8石2人扶持で、出身書に記載された主な経歴は以下のとおりである。

文政10年(1827)	三田村六兵衛組所属 足軽(5石2人扶持)
文政11年(1828)	山目付差流方
天保12年(1841)	11月 野々山四郎左衛門に付き江戸
天保13年(1842)	10月 松本へ帰着
嘉永2年(1849)	20年皆勤につき褒美
嘉永5年(1852)	糠藁奉行
嘉永7年(1854)	御帳付小奉行
文久2年(1862)	浅間御殿山の松伐採
元治元年(1864)	和田峠戦争御帰陣
元治2年(1865)	浅間と辰巳御殿の普請
慶応2年(1866)	御徒士
慶応3年(1867)	御大工奉行
明治2年(1869)	北軍帰陣



橋倉与兵衛・橋倉友之助 出身書

##### (2) 与兵衛と橋倉家住宅

松本藩主戸田氏の時代では50石以上を諸士、それ以下を徒士・足軽としていた。与兵衛は、三田村六兵衛(160石)組以降、山目付、野々山四郎左衛門(650石)御付役、糠藁奉行、帳付小奉行、御大工奉行と様々な仕事をしている。石高は、5石2人扶持から始まり、以降5回加増され、元治元年(1864)に8石2人扶持となっている。

文政2年(1819)家中屋敷割図には与兵衛と楯右衛門が並記されている。当時、楯右衛門を名乗っていたのは、父の喜源太正直であることから、2人が同居していたことがわかる。なお、安兵衛正義は嫡子、友之助正次は嫡孫にあたる。

火事のあった嘉永2年(1849)与兵衛は、野々山四郎左衛門御付役で、20年皆勤につき褒美として金100疋を受け取っている。与兵衛の橋倉家住宅再建の関わり方は不明であるが、山目付にはじまり、満水時の水防、浅間御殿山の松の伐採、浅間・辰巳御殿普請、御大工奉行や堀の浚渫と、長く普請に関わっていることがわかる。

### 第2節 文化財の指定



長野県宝指定書

橋倉家住宅の主家と便所の2棟は、昭和51年(1976)3月29日長野県宝に指定された。昭和49年(1974)6月12日には大河直躬(当時:千葉大学工学部建築学科助教授)により調査が実施されているが、長野県宝候補物件調査書を以下のとおり転載する。

#### 長野県宝候補物件調査書

- 1 種別  
建造物(民家)
- 2 名称及び員数  
橋倉家住宅 1棟
- 3 所在地  
長野県松本市旭2丁目10の1
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所  
(個人名) 長野県松本市旭2丁目10の1
- 5 管理責任者の氏名又は名称及び住所  
(個人名) 長野県松本市旭2丁目10の1
- 6 構造、形式並びに規模  
主屋 木造平屋建、一部二階建、屋根鉄板葺、切妻造、前後に下屋庇を付す。但し、主屋背後に木造平屋建、鉄板葺、切妻造の便所を建て、主屋との間を鉄板葺の廊下で連絡する。主屋梁行9.11m、同桁行11.79m、延面積153.33㎡。
- 7 時代  
江戸時代
- 8 創建及び沿革  
橋倉家は旧松本藩士で、その詳細な系譜は不明であるが、少なくとも江戸時代末期以降は、旧侍屋敷町(旧東之丁)にある現存住宅に代々居住してきたと伝えられる。所蔵の写真等によると、楯右衛門正資<sup>注3)</sup>→友之助正継(明治20年の肖像写真がある)→正一→正安という系譜を辿ることができる。  
江戸時代の禄高や役職についても不明であるが、その住宅の形式や所在地からみて、50石未満の武士階層に属したと考えられる。現存住宅の建築年代については、一度隣家の出火によって類焼したことがあるという家伝があるほかは、それを証する記録等は現在のところ発見されていない。しかし建築様式や部材の風蝕程度から見て、現在の住宅は19世紀前期に建築されたものと推定され

る。

- 9 棟札、墨書、その他参考になるべき事項  
なし
- 10 指定の根拠及び理由  
イ 指定基準 長野県宝の指定基準 五の3<sup>注4)</sup>  
ロ 考察

旧東之丁は旧松本藩士の住宅の並んでいる侍屋敷町で、現在もその名残をとどめる家が多いが、橋倉家住宅はそのなかでも、江戸時代の景観をもっとも良好に残している家である。屋敷の大きさは間口約6間、奥行約10間で、裏側は小さな溝をへだてて裏通りの家の敷地に接している。向って左側は隣家の敷地であるが、向って右側は巾約2間の小路で、そこにかつて共同井戸として使用された井戸が現存する。(この小路は現在橋倉家の所有となっている)住宅は切妻造、平入で、大戸口は直接道路に面して開かれているが、客座敷の表には塀があり、以前はここに簡単な門を備えた板塀が建っていたといわれる。橋倉家住宅の間取は、下級武士住宅の典型的形式を示すもので、大戸口を入ると通り土間があり、それに沿って、6帖(主人の書斎兼応接室)なかのま(居間8帖)おかつて(8帖)が並び、その奥にかみざしき(10帖)しもざしき(8帖)4帖(なんど)がつくられている。また二階には床の間のついた6帖間がつくられ、主屋の後方には渡り廊下で連結した別棟の便所がある。この住宅の内部の形式は、長押を省略していること、かみざしき以外は天井を省略していること、かみざしきの表側に雨戸をつけていないことなどに武士住宅に対する厳しい規制をうかがわせるが、一方内部の造作は念入りにつくられ、建築材料もかなり立派なものが使われている。

この点について、橋倉家には、家をつくるときに費用がかかり過ぎて、お上よりお叱りがあったという伝承がある。橋倉家は上記のような江戸時代の武士住宅の形式を近年まで良好に保持してきており、わずかに台所流し、縁側雨戸等が改造されたに過ぎず、外観も屋根を当初の板葺から鉄板葺に改造したこと、道路に面した板塀をブロック塀に改めたこと以外は、その



旧状をとどめてきた。

なお、昭和49年に入ってから、生活の便宜上の改造（天井のとりつけ、向かって右側面の外壁のモルタル塗り、アルミサッシュ窓のとりつけ等）が行われているが、これらも建築当初の部材の破壊を伴うものではなく、現在の状況<sup>注5)</sup>では止むを得ない処置と考えられる。

以上のように、橋倉家住宅は江戸時代末期における松本藩下級武士の住居の典型的形式を良好に保存している家であり、現在松本市内ではこの家に匹敵するような保存の良好な家は発見されず、また全国的に見ても貴重な存在と考えられる。そのような点から、江戸時代の武士の生活形式を具体的に物語る重要な資料として、保存すべき価値があると判断される。

#### ハ 説明

橋倉家住宅は、旧松本藩士であった橋倉家の住宅として代々使用されてきた建築で、その建築年代は建築様式より見て、19世紀前期に属すると考えられる。橋倉家の外観や間取は下級武士の住居の形式をよく示すもので、たとえば、大戸口を入れてすぐ左手に主人のための書斎兼応接室が設けられている点などは、町家や農家に見られない形式である。間取は通り土間に沿って、書斎（6帖）居間（8帖）おかつて（8帖）が並び、その奥に客座敷2室（10帖と8帖）となんど（4帖）がある。土間の上部の二階にも6帖の小座敷があり、また主屋の背後には渡り廊下でつながった別棟の便所がある。そのほか、天井が客座敷以外に張られていないこと、長押を省略していること、客座敷の縁側に雨戸がなく障子のみである点などは、武士住宅に対する建築規制に従ったものと考えられる。橋倉家は後世に屋根を板葺から鉄板葺に改めたり、ガラス窓を加えるなど、若干の改造が行われているが、間取や外観は江戸時代の武士住宅の特色をよく保持しており、当時の武士の生活のあり方をよく物語る資料である。

#### 11 保存についての現況及び環境

橋倉家住宅は現在も引続き住居として使用されており、ごく最近までは当初の形式に大きな変更を加えることなく保持されてきた。屋根の鉄板葺

が老朽化して雨漏りのおそれ大きい、その他は朽損や破損は少ない。昭和49年に入ってから、一部の部屋の天井のとりつけ、間仕切の増設、向って右側面の外壁のモルタル塗り、アルミサッシュ窓の付設等が行われ、外観及び内部の景観に変化が生じたが、これらは建築当初の部材に大きな破損を加えるものでなく、生活の便宜上止むを得ないものと考えられる。橋倉家の周囲の環境は、松本市内でも比較的落ち着いた旧武家屋敷町のなかにあり、また橋倉家の敷地は右側面が小路、左側面が隣家の空地で、現状では防災上比較的恵まれた条件にある。しかし、木造住宅の多い住宅地であるから、今後火災防止のための警報装置、初期消火装置の設置が必要である。

#### 12 保存の条件

橋倉家住宅は現状では所有者によって大切に利用されており、破損は屋根の鉄板葺のほかは少ない。屋根の鉄板葺は今後補修工事が必要とされる。なお、住宅である点では、他の民家と同様に、将来どの程度まで現代の生活様式に適合できるかが問題である。橋倉家の場合は、比較的年代の新しい武士住宅であるので、古い農家とはちがって、これまでは建築当初の状態を良好に保ったまま住宅として利用されてきたが、将来その現代生活に対する適応の限度が過ぎたときは、移築その他の処置が必要になると考えられる。

#### 13 徴証資料

なし

#### 14 添付資料

- (1) 所在地を示す5万分の1の地図
- (2) 写真 6枚<sup>注6)</sup>
- (3) 公図
- (4) 現状平面図、痕跡図、復原平面図、構造図計4枚<sup>注7)</sup>

#### 15 旧県指定及び市町村指定の有無

なし

#### 16 備考

なし

#### 17 調査年月日及び調査者氏名

昭和49年6月12日 大河直躬

注  
 注1) 参考文献1) を参照。  
 注2) 松本市重要文化財：諸士出身記並びに出身記・出身帳等に含まれる橋倉与兵衛・橋倉友之助出身書を参照。  
 注3) 原文ママ。正資は、「正義」の誤記と思われる。  
 注4) S51長野県宝の指定基準五の3「歴史的価値の高いもの」  
 注5) 原文ママ。

注6) 6枚中5枚を確認。  
 注7) 構造図を除く3枚を確認。

参考文献

1) 長野県教育委員会編：長野県指定文化財調査報告 第十集，長野県文化財保護協会，1979.3



かみざしき



六畳



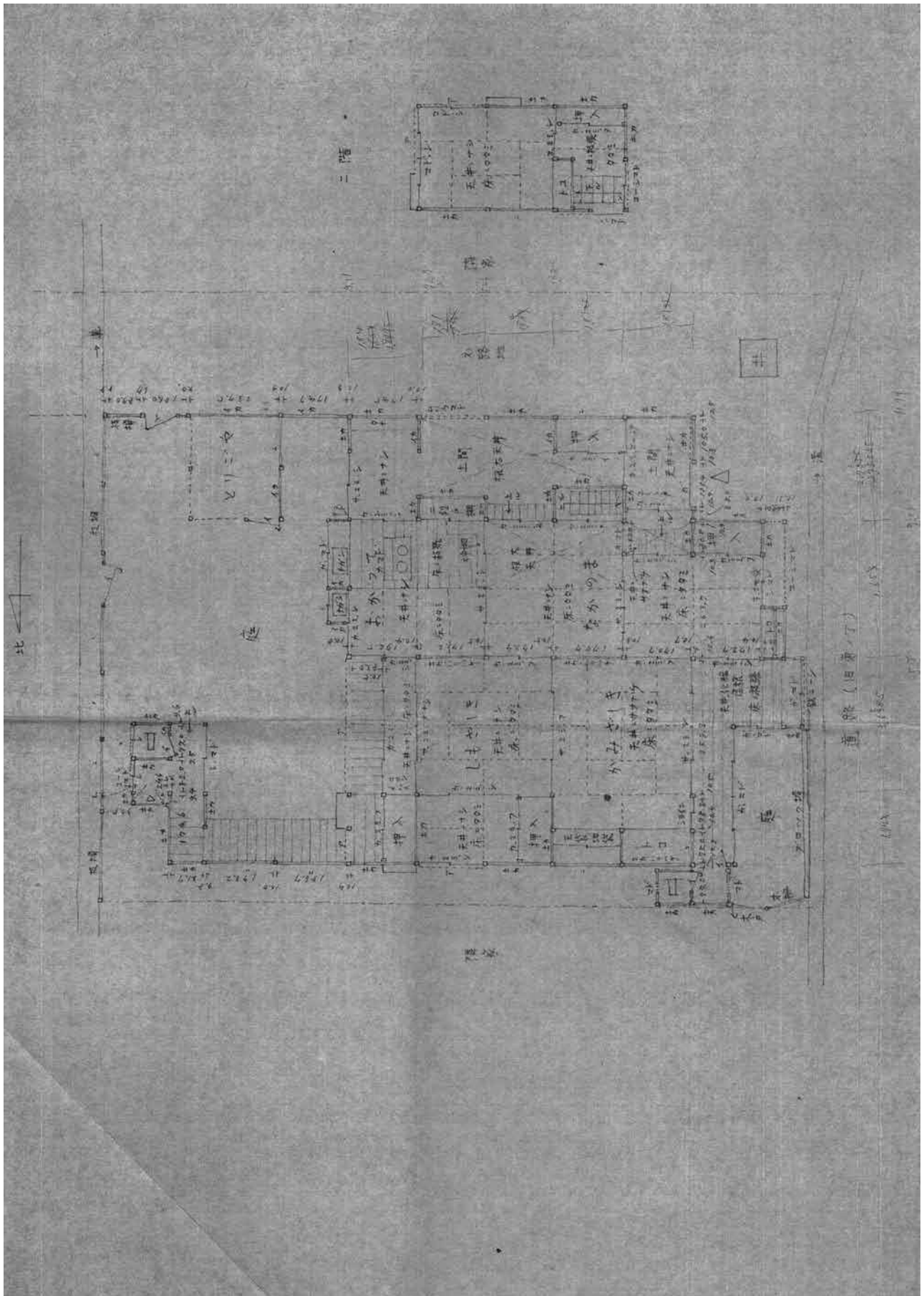
おかって



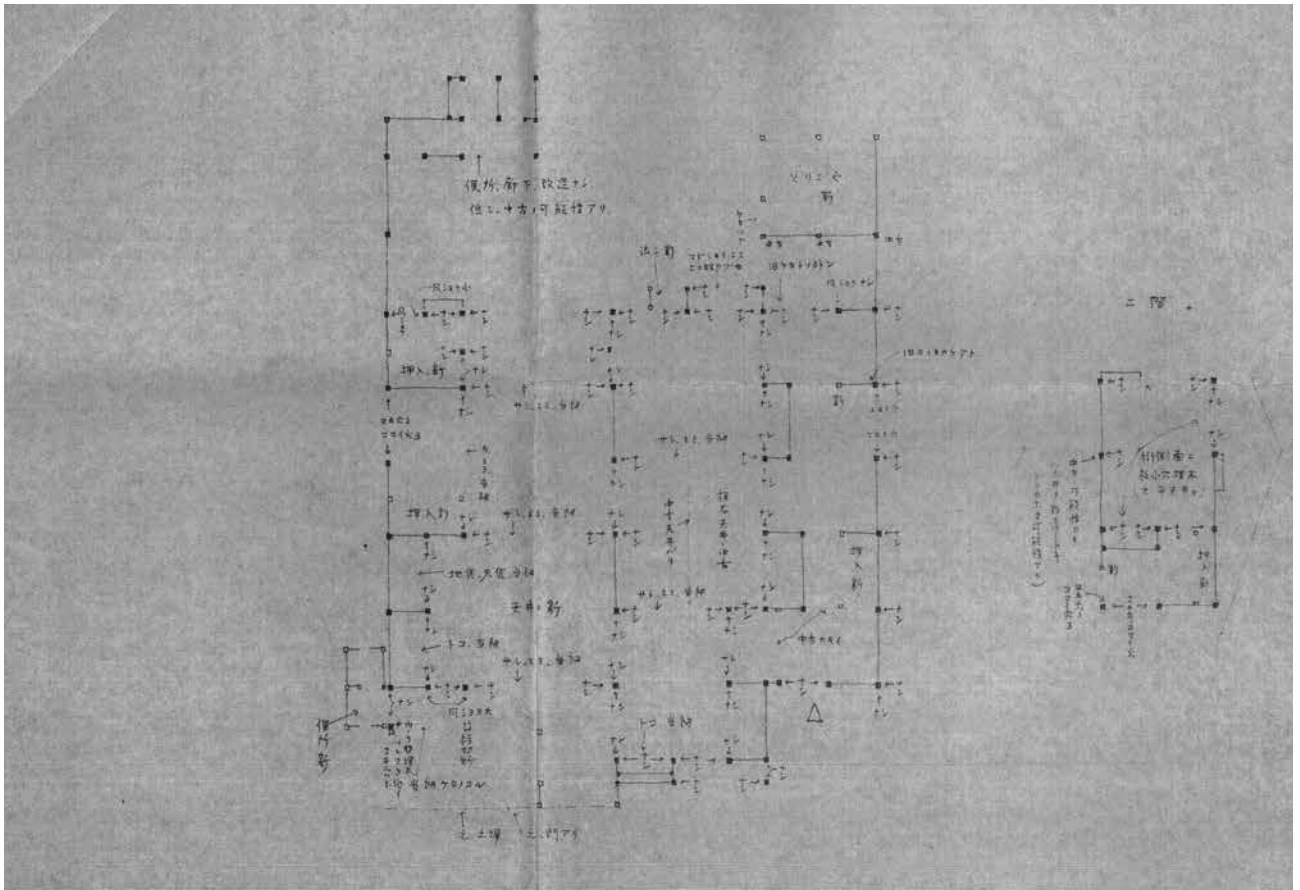
土間



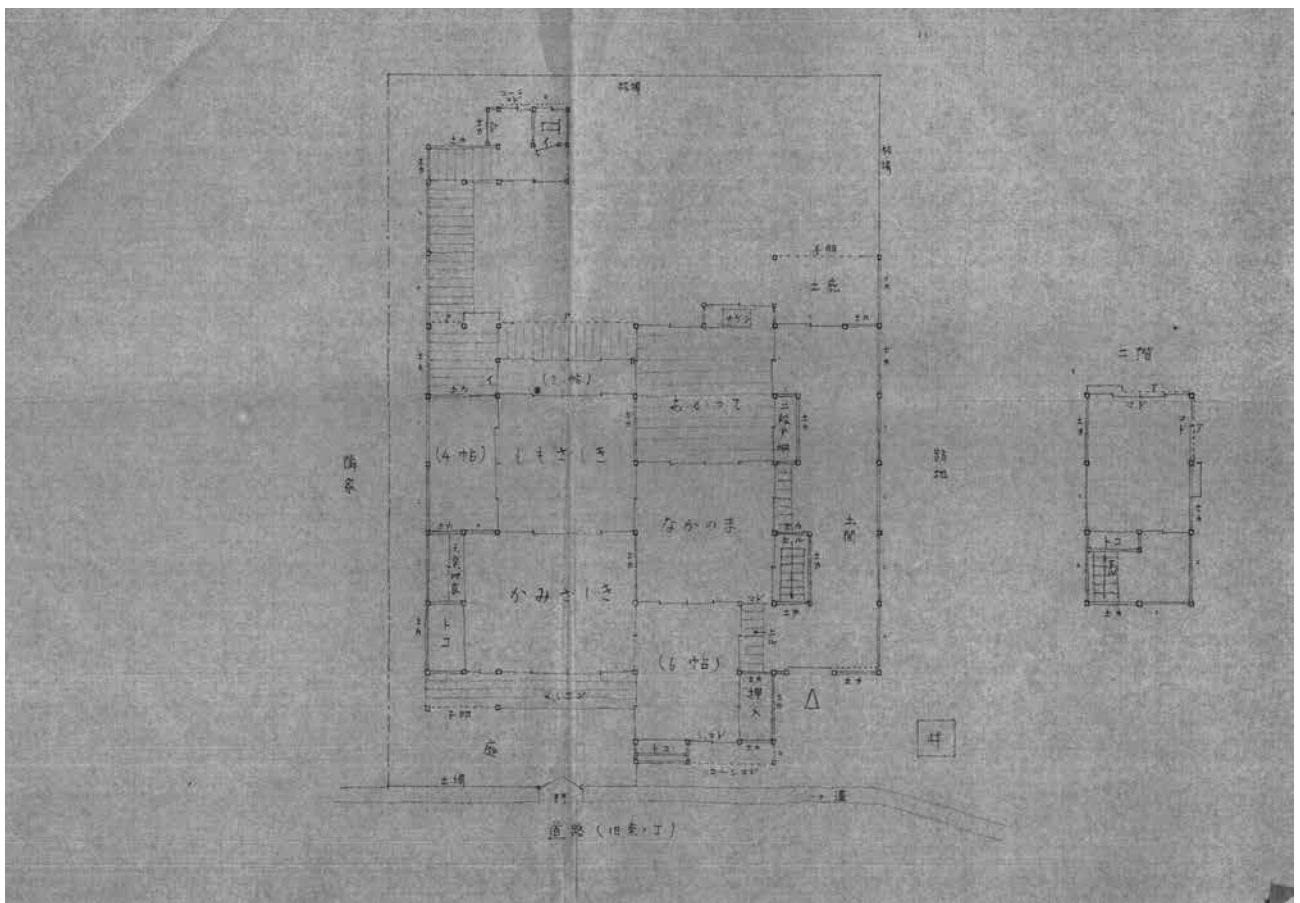
橋倉家住宅外観（改修工事後）



昭和49年（1974） 現状平面図



昭和49年（1974） 痕跡図



昭和49年（1974） 復原平面図

(大河直躬 昭和49年（1974）長野県宝候補物件調査書)

## 第3章 調査事項

### 第1節 耐震調査

平成25年(2013)に実施した耐震予備診断の結果、一部に基準を下回る項目があり、建物の健全性に疑問があることから、詳細な調査実施の必要性を指摘されていた。それを受けて令和4年度に耐震診断を実施した。

業務名 令和4年度  
長野県宝橋倉家住宅耐震診断業務委託  
委託者 有限会社 信濃伝統建築研究所  
履行期間 令和4年(2022)5月11日～12月28日

#### 1 現地調査

構造躯体調査、図面照合、劣化調査、柱傾斜、床傾斜測定を行った。

##### (1) 柱傾斜量測定

主家部分は部分的に1/100程度の傾斜が見られるが、建物全体の一定方向への傾斜は見られない。便所は棟全体が東側へ1/50程度傾斜している。東側は便槽などが布設され、地盤が緩んでいることが原因と判断される。

##### (2) 床傾斜測定

特定方向へ沈下する傾向などはない。

#### 2 地盤調査

計画敷地地盤における土の硬軟または締り具合を判定するとともに、軟弱層の厚さや分布を把握し、計画建物の支持力特性等の設計、施工に必要な資料を得ることを目的に実施した。



地盤調査実施状況

実施日：令和4年(2022)7月4日

調査方法：スクリーウエイト貫入試験

測点数：3

調査地の土層は盛土、シルト、礫混じり粘性土および粘性土により構成されている。貫入状況としては表層部に自沈箇所が見られるものの、GL-0.25m以深の土層へ移行するとある程度の半回転値を得ながら推移し、許容支持力 $q_a=30\text{kN/m}^2$ 以上確保される結果となった。

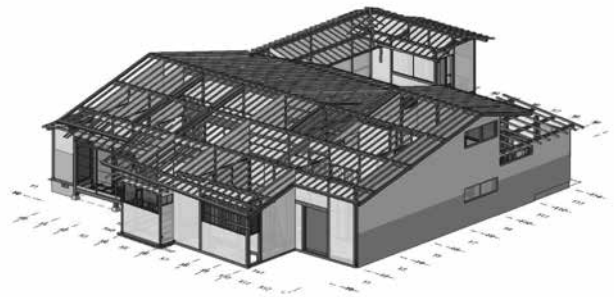
地盤の判定は、地盤調査結果、地震ハザードマップWeb公開情報、及び周辺地形や建物の不同沈下状況から判断し、第1種地盤相当として診断を実施した。

#### 3 耐震診断

##### (1) 診断方法

ア 重要文化財(建造物)耐震診断指針(文化庁)(以下「文化庁指針」という。)に従い、時刻歴応答解析により診断を行う。

イ 調査図面、現地調査結果をもとに図面作成、3Dモデルを作成し、架構形状、建物重量を求める。



実態モデル(構造部材のみ)

ウ 3Dモデルを元に部材を線材置換したモデルを作成。

エ 作成した3D線材置換モデルを任意形弾塑性解析ソフト(構造システムSnap)で読み込み、仕口、部材、ブレース置換をした土壁などの要素ごとの耐力、復元力モデルを入力し解析モデルを作成。

オ 解析ソフトSnapにより時刻歴応答解析を行い建物の応答値を確認。

## (2) 耐震性の判断

クライテリア（判断基準）は文化庁指針等を参考に、協議により決定した。

本建物は主要な耐震要素が土塗壁であることから、極稀に起こる地震動においては層間変形角を1/20以下、稀に起こる地震動においては1/60以下とした。

## 4 診断結果

耐震診断基準	層間変形角	主家	便所
風圧力	-	○	○
稀に起こる地震動	1/60	○	○
極稀に起こる地震動	1/20	1/11 柱折損の恐れ	○

### (1) 主家

ア 稀地震では、クライテリアを満足した。

イ 極稀地震では、X方向で層間変形角1/20を超える結果となり、垂壁の付く柱は折損の恐れがある。

ウ 建築基準法の定める風圧力（再現期間50年）、極稀に発生しうる風圧力1.6倍（再現期間500年）では、必要耐力を満足した。

エ 地盤は概ね安定しており、全体的な基礎布設などは不要と判断した。

オ 屋根面の剛性が低いことから、鉛直耐震要素（壁、垂壁）による変形の他に、屋根水平面の不規則な変形の影響により結果が危険側に振れる可能性があるため、極力屋根面剛性を高める補強が望ましい。

### (2) 便所

ア 稀地震、極稀地震ともに、クライテリアを満足した。

イ 便槽の掘削により地盤が緩み、棟全体が東側に傾斜しているため、改修時に地盤締固めなどの措置が望ましい。

## 第2節 痕跡調査

痕跡調査では、橋倉家住宅の建設年代を推定したとともに、柱材をはじめとする部材にのこされた増改築の痕跡を把握し、建設当初の姿を復原した<sup>注1)</sup>。

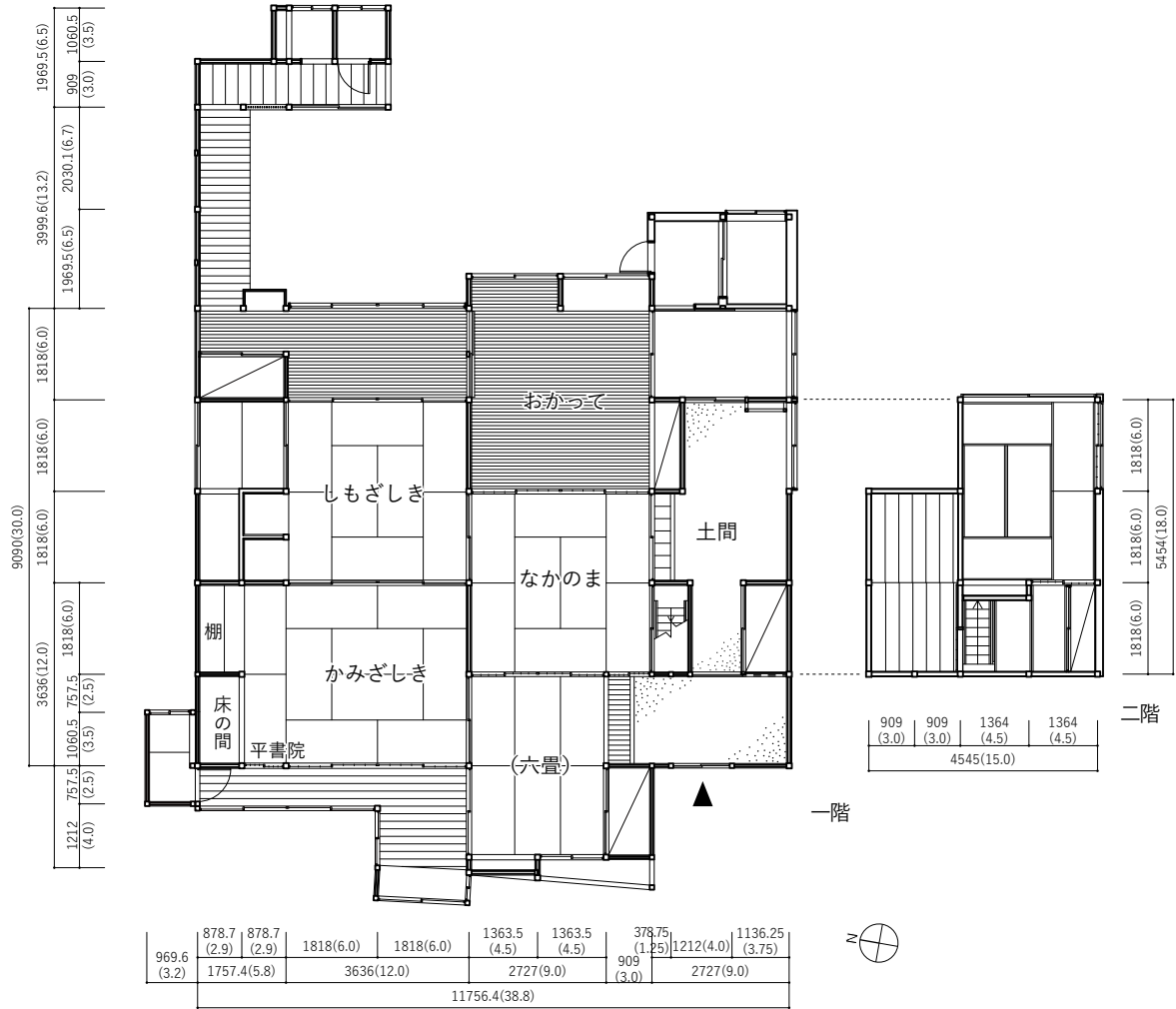
### 1 建設年代の推定

嘉永2年（1849）12月25日、東ノ丁をはじめとする武家地で火災が起こり、約100棟もの家屋が焼失した<sup>注2)</sup>。この火災で被害にあった範囲については、「享保十三年秋改 松本城下絵図」（松本市教育委員会蔵）から特定することができ、橋倉家住宅の屋敷地もまたその範囲に含まれていることから、この火災後の建設であると推定されてきた。これ以外に、橋倉家住宅の建設年代を明示する史料や記録は確認されておらず、建築様式などから江戸時代末期（19世紀前半）の建設と考えられてきた<sup>注3)</sup>。

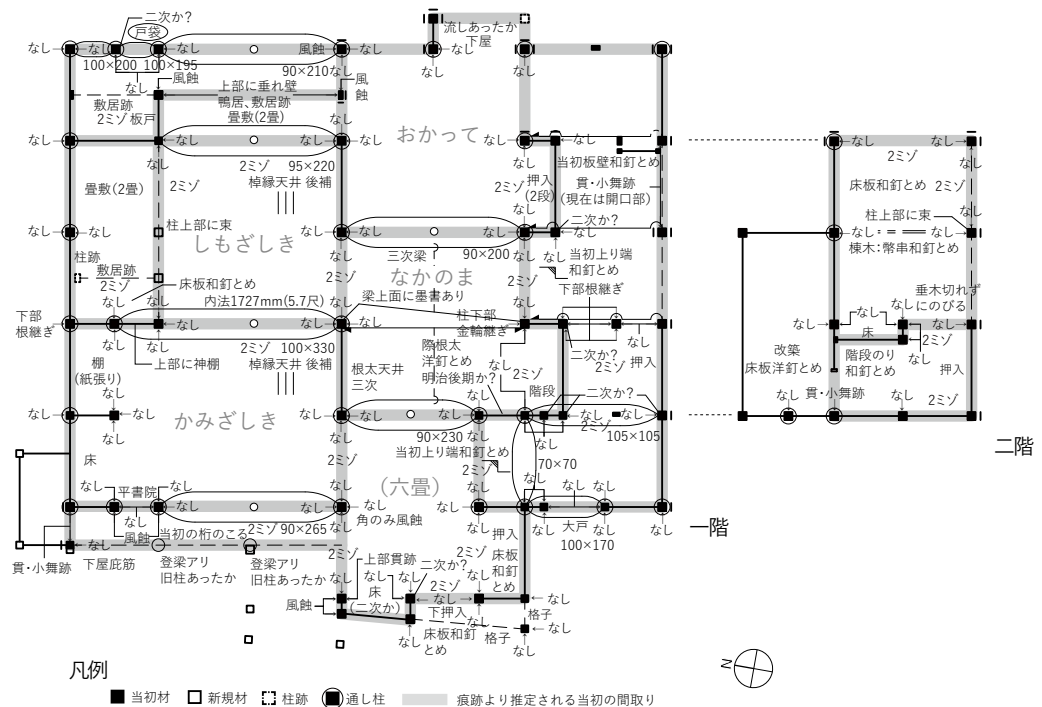
今回、痕跡調査を進める過程において、建設年代の特定に関わる墨書を新たに発見することができた。墨書を発見したのは、一階のなかのま上部、南北にかかる梁の上面である。この梁は、二階の物置部分にまたがってかかっており、梁の途中に壁が設置されているため、墨書は北側と南側に分割されていた。北側には「嘉永三庚戌年四月二十四日建之」、南側には「橋倉與兵衛・・・」と記されており、内容から上棟に関する墨書と判断できる。嘉永2年（1849）12月25日の火災で被害にあったという経緯とこの墨書「嘉永三庚戌年四月二十四日建之」の記載を考慮すると、橋倉家住宅は火災後すぐに再建されたこととなり、上棟の年月日は嘉永3年（1850）4月24日であったと特定できる。

### 2 建設当初の姿の復原

現在の橋倉家住宅は、通り土間に沿って、書斎として使われていた部屋（六畳）、居間として使われていたなかのま、おかつてがならば、その奥に客座敷としてのかみざしきと小座敷としてのしもざしきの二間がならば。土間の部分の二階にも床の間を設けた部屋をつくり、主家の背後には渡り廊下で別棟の便所をつなげる。おかつてやしもざしきの押入、なかのま上の二階などに明らかな後の時代の改造がみられるものの、そのほかに大きな改変はみられ



平面図 (S= 1/150)



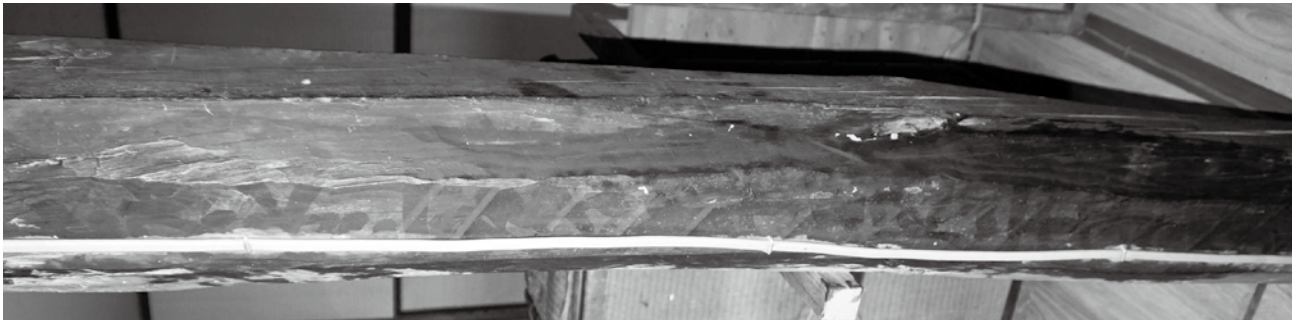
復原間取り図 (S= 1/150)



なかのま上部の梁 北側（墨書①）



なかのま上部の梁 南側（墨書②）



墨書①「嘉永三庚戌年四月二十四日建之」



墨書②「橋倉與兵衛・・・」

なかのま上部の梁 上面の墨書

ず、建設当初の姿をよくのこしている。そのため、痕跡調査において把握した増改築の痕跡から、建設当初の間取りを精度高く復原することができた。

建設当初の間取りは、表側に玄関やかみざしきなどの接客空間を配し、裏側におかってやしもざしきなどの居住空間を配す、武家住宅の典型的な配置<sup>注4)</sup>をとっていた。かみざしきの天井裏が黒くすすけていたことから、天井は後補であり、もとはどの部屋にも天井をはっていなかったと推定される。また、長押なども省略しており、質素儉約を基本とする武家住宅の特性<sup>注5)</sup>をあらわしていた。

一方、かみざしきとしもざしきの部屋境にはせい330mm（10.8寸）の差鴨居を用い、かみざしきの座

敷飾りも瀟洒な造作が施されていた。柱材も部屋によって使い分けがみられ、基本的にはマツ材を多く用いているものの、かみざしきなど接客用の部屋にはツガ材を用いており、特にかみざしきの床柱などには四方柵の良材がみられた。こうした質素儉約から逸脱した所々の華やかな要素は、橋倉家住宅の特徴といえよう<sup>注6)</sup>。

また、土間の上に設けられた二階も、橋倉家住宅の特徴の一つである<sup>注7)</sup>。これまで二階は建設当初から存在していたと解釈されてきた。二階を支える重要な位置に通し柱を用いていること、屋根の垂木も切れずに棟木に到達していることなどをふまえると、たしかに二階は建設当初に遡って存在したと判



断できる。ただ、後の改造によって二階をつくった過程を示唆する痕跡も確認できる。二階を支える土間部分の大引、梁、柱はほかと異なる構造でつくられており、その付近の柱に限って足元に根継ぎがみられる。また、二階の棟木に幣串が打ち付けられている点も、後の改造であることを推測させる。この点については後の研究課題としたいが、後の改造によって二階をつくった場合であっても、部材の風合



土間部分の構造



柱の根継ぎ（なかのま押入）



二階棟木の幣串

いに違いがないことや、幣串が和釘で打ち付けられていることから、改造の時期は建設（上棟）にほど近いと推定される。

### 3 建設主体に関する考察

橋倉家住宅の墨書に「橋倉與兵衛・・・」と記されていることから、橋倉家住宅の建設主体は橋倉与兵衛（橋倉家6代当主）であると考えられる。橋倉家に受け継がれてきた「家をつくるときに費用がかかり過ぎて、お上よりお叱りがあった」との伝承もこれを裏付ける<sup>注8)</sup>。

一般的に、武家住宅は藩から家中にあてがわれる住まいであり<sup>注9)</sup>、そこには様々な禁令などが存在したといわれている<sup>注10)</sup>。このような性質は、藩主の転封などによって居住地が移り変わることに起因しているといえよう。こうした武家住宅のあり方を伝える建築遺構として、長野県最古の武家住宅ともいわれる高橋家住宅（松本市重要文化財／所在地：徒士町／徒士町ができた17世紀前半頃の建設ともいわれている）がある。高橋家住宅は享保11年（1726）に戸田松平家が松本に入封する際、藩主について松本に移ってきた高橋家にあてがわれた住まいと伝わる<sup>注11)</sup>。

一方、藩の統制は近世を通じて常に効力をもっていたわけではなく、武士社会の崩壊の兆しがみられた江戸時代末期には弱まっていたことが指摘されている<sup>注12)</sup>。橋倉家住宅のように、武士自身が住まいの建設主体となった背景には、こうした時代性も関係しているのであろう。橋倉家住宅の建設と同時期の武家住宅に関する家作記録（浅野家文書家作控：嘉永6年（1853）／松本市文書館蔵）にも、武士自身が大工と契約し、住まいの建設を進めた経緯が記録されていることから、江戸時代末期の松本城下町では、武士自身が住まいを建設するという認識が一般的であったと考えられる。

藩からあてがわれるものから武士自身が建設するものへ。こうした武家住宅のあり方の変化にともなって、自発的に武家住宅そのものの建築的な質が高められていった過程は想像にかたくない。橋倉家住宅の建設主体が橋倉与兵衛であり、また、質素儉約から逸脱した所々の華やかな要素は、こうした武家住宅の発展を具体的に物語るのである。

### 第3節 裏張り調査

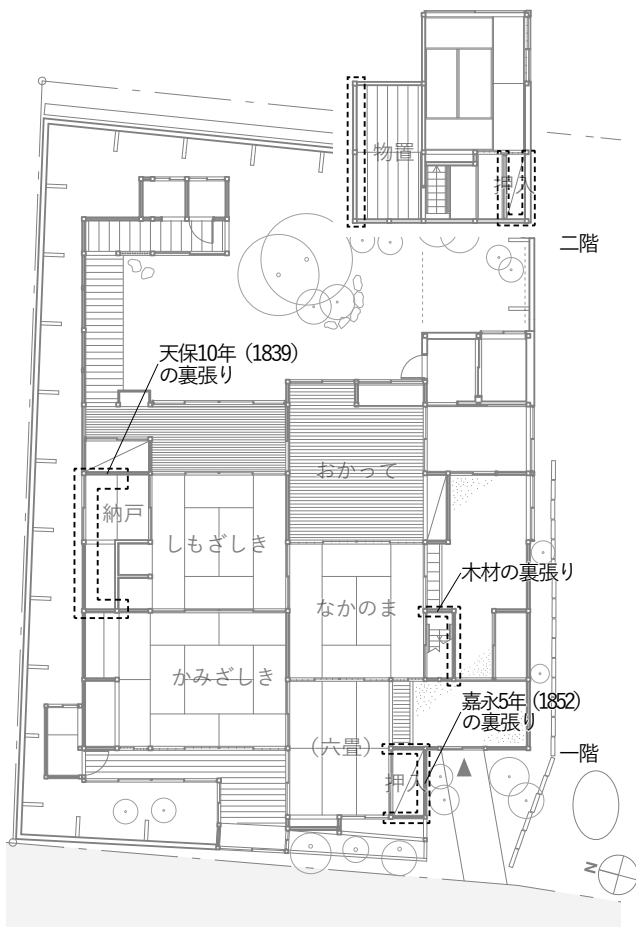
橋倉家住宅の痕跡調査にあわせて、裏張り調査を行った。調査では、裏張りがなされている箇所を把握したとともに、これを写真で撮影し、それらを反転させることで翻刻を行った。裏張りを確認できた箇所は、一階六畳押入、しもざしき裏の納戸、なかのま押入<sup>注13)</sup>、二階物置、二階押入の計5か所である。裏張りには主に和紙が用いられ、墨書きされた紙面が転用されていた。

裏張りを構成する紙面のなかには、その一部に年号が記載されているものも確認した。古いものでは、しもざしきの裏に設けられた納戸の裏張りにおいて、天保10年(1839)の記載がある紙面を確認した。一方、一階の六畳の部屋の押入の裏張りにおいて、嘉永5年(1852)の記載がある紙面を確認した。橋倉家住宅が建設(上棟)されたのは嘉永3年(1850)であるから、裏張りには建設前の紙面も用

いながら、上棟後に段階的に内装を整えていった過程を推測することができる。

天保10年(1839)の記載がある紙面には、金銭に関する内容が記されており、御仕入という文字とともに種々の金額が記載されていた。嘉永5年(1852)の記載がある紙面は、裏張りの元となった帳面の表紙であり、その表題には「成相組小宮村田畑当流改帳」と記載されていた。これは現在の安曇野市豊科に位置する成相組の田畑の管理に関するもので、橋倉家の役職に関わるものと推測される。そのほか、橋倉家の役職に関わるものとして、なかのまの裏張りを構成する紙面には、唐松や栴、樅といった樹種と長さなどが記載されていた。橋倉家は松本藩の山目付をつとめたといわれており、おそらくこの内容はこうした役職に対応するものと推測される。

このように橋倉家住宅の裏張りは、建設の実態のみならず、武士としての暮らしぶりもよく伝えている。今後の修理などにおいて詳細な調査が望まれる。



--- 裏張りを確認できた箇所

裏張りの位置



裏張り (一階六畳押入下段) (反転)

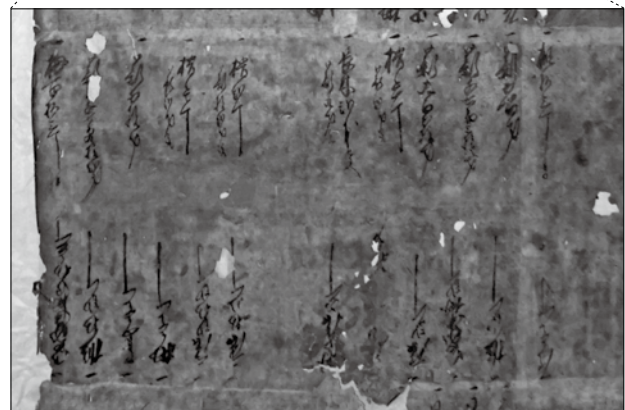


裏張り (一階納戸) (反転)



御仕入  
 一金拾五兩  
 □□□□□□  
 一〇二拾九〇  
 □□□□□□□□  
 御仕入  
 〆壹貫七百三匁五分  
 □□八兩壹分貳朱  
 □□□□  
 銀拾壹匁三〇八毛  
 □□□□  
 右之通奉願上候  
 以上  
 天保十己亥年  
 四月日 □□□□  
 庄左衛門 ㊦  
 □四郎  
 御役所様

裏張り（一階納戸）（反転）



一 横拾三丁	上 上
一 薪五百才	上 上
一 薪千六百三拾八才	上 上
一 薪九百五拾才	上 上
一 槽三丁	上 上
一 薪式才取	上 上
一 長木式本七尺	上 上
一 薪九才取	上 上
一 槽式丁	上 上
一 薪拾式才取	上 上
一 槽壹丁	上 上
一 薪式才取	上 上
一 薪五拾才	上 上
一 薪千七百九拾式才	上 上
一 梅百拾三丁	上 上

裏張り（なかのま押入）



嘉永五子年  
 上田壱石六斗代  
 中田壱石四斗代  
 下々田九斗代  
 成相組小宮村田畑当流改帳  
 十月  
 □□下田七斗代  
 上畑八斗代  
 下々畑壱斗代

裏張り（一階六畳押入上段）（反転）

## 第4節 類例比較調査

松本城下町の武家住宅における橋倉家住宅の位置付けを考察するため、間取りに着目して類例比較調査を行った。

### 1 調査対象について

松本城下町の武家住宅に関する調査研究として、昭和48年(1973)に行われた大河直躬の民家調査や、長野県内の武家住宅を扱った比較分析を行った大岡敏昭や吉澤政己らの成果が挙げられる<sup>注14)</sup>。とはいえどの成果も、とりあげた事例の数が限られており、松本城下町における武家住宅の性質について言及するには十分とはいえない<sup>注15)</sup>。そこで、類例比較調査では、可能な限り多くの事例の収集につとめ、松本城下町にのこる武家住宅5棟(橋倉家住宅を含む)について建物調査を行うとともに、松本市教育委員会、松本市立博物館から提供を受けた史料(計492点)を整理し、計30棟の武家住宅に関する情報を収集することができた。

収集した情報には、武家住宅の外観や内観を記録した写真や平面図といった建物に関する情報のほか、聞き取り調査のまとめなど、多種の情報が含まれていた。そのため、建築的な特徴だけでなく、その背景となる居住者に関する情報なども把握することができ、松本城下町における武家住宅の性質に迫ることができた。一方、収集した情報のなかには、その情報に関する武家住宅が、すでに現存していないものや、他者に所有が移っているものもあったため、「維新前松本藩士族敷地割図」(松本市立博物館蔵)あるいは「士族屋敷配置図 その1(明治時代北部)」(松本市立博物館蔵)の武家地に記載されている武士の人名を参照して物件の名称を設定し、これに基づいて情報を整理した。

一般に、武家住宅は、武士の身分が格式として色濃くあらわれ、建物の規模などが居住者である武士の身分によって定まっていたといわれている<sup>注16)</sup>。そのため、類例比較調査においては、建築的な特徴にのみ着目するのではなく、居住者の身分も指標に含めながら分析を行った。身分の区分による内訳は、下級(～50石)の武家住宅が18棟、中級(51～300石)の武家住宅が11棟、上級(301石～)の武家

住宅が1棟であり、身分によって数に偏りがあるものの、下級から上級までの全ての身分の武家住宅の事例を扱うことができた。

調査対象の建物の概要(屋根葺き材と入口の向き)は、以下の通りである。

<屋根葺き材> 松本城下町における武家住宅の屋根は、上級、中級、下級ともに、板葺きが主流であった。長野県内に所在した諸藩の武家住宅については、一つの藩内において茅葺きか板葺きのどちらかが支配的にみられ、これらが混在した事例はみられない。松代藩、上田藩、小諸藩、高島藩では茅葺き屋根の武家住宅がみられ、一方、松本藩のほか、高遠藩や諏訪藩などでは板葺き屋根の武家住宅がみられた<sup>注17)</sup>。つまり、松本城下町においては、武士の身分に関わらず、武家住宅の屋根はどれも板葺きであったと考えられる。

<入口の向き> 松本城下町における武家住宅の入口の向きは、下級では主屋の平面から入る平入の事例だけがみられた。一方、中級や上級では主屋の妻面から入る妻入の事例だけがみられた。ここには、身分による明快な差異を見出すことができる。妻面を表に向けた正面性の強調は、一般に格式の高さの表現と解釈されており<sup>注18)</sup>、おそらくは中級や上級の武家住宅にのみ妻入の事例がみられることもこれに該当すると考えられ、家格の表現と対応して外観の意匠も区別されていたことが推測される。

### 2 松本城下町における武家住宅の間取り

情報を収集した計30棟の武家住宅のうち、19棟について、間取りを把握することができた<sup>注19)</sup>。間取りを把握する際には、壁や建具といった柱間装置、床の間などの座敷飾り、部屋名称、接客動線といった要素に着目して間取り図を作成し、部屋を接客空間、居住空間、土間の3つに大別した。これをふまえて、接客空間の展開を指標<sup>注20)</sup>として、間取りの分類を行った。

その結果、松本城下町における武家住宅の間取りとして、接客空間が表側に展開する<間取りA:前座敷型>、接客空間が奥側に展開する<間取りB系:奥座敷型>の二つを確認した。また、B系の間取りについては、接客空間が直線状か否か、表側と裏側のどちらで曲がるかによって、B-1:奥座敷型

## 武家住宅の一覧

No.	名称	現存	所在地	石高 <sup>注)</sup>	建設年代	外観	間取り	屋根葺材	入口の向き	出典
01	外山家住宅	×	鷹匠町	5石	不明	①	○	板葺	平入	松本市伝統的建造物実態調査（二次・鷹匠町外山） 住田正ほか編：定本・国宝松本城，郷土出版社，1988.3 旧外山家住宅 平面図（松本市立博物館蔵）
02	矢野家住宅	×	中ノ丁	5石	嘉永2年（1849）の大火後の建設か	②	○	板葺	平入	旧矢野家住宅 平面図（松本市立博物館蔵）
03	木下家住宅	○	天白丁	7石	江戸時代後期か	③	○	板葺	平入	建物調査 住田正ほか編：定本・国宝松本城，郷土出版社，1988.3
04	橋倉家住宅	○	東ノ丁	8石	嘉永3年（1850）	④	○	板葺	平入	建物調査 松本市教育委員会編：民家調査関係資料集，松本市教育委員会，1973
05	鷺見家住宅	○	東ノ丁	5石	嘉永2年（1849）の大火後の建設か	⑤	○	板葺	平入	建物調査
06	小栗家住宅	○	天白丁	5石	嘉永2年（1849）の大火後の建設か	⑥	○	板葺	平入	建物調査
07	下條家住宅	×	旗町	16石	文久3年（1863）	⑦	㊸	板葺	平入	H11-12未指定文化財総合調査、解体時記録 旧下條家住宅 平面図（松本市教育委員会蔵）
08	貝谷家住宅	×	徒士町	15石	不明	⑧	○	板葺	平入	旧貝谷家住宅 平面図（松本市教育委員会蔵）
09	武藤家住宅	×	中ノ丁	11石	江戸時代後期か	⑨	○	板葺	平入	松本市教育委員会編：民家調査関係資料集，松本市教育委員会，1973
10	高橋家住宅	○	徒士町	17石	江戸時代中期か	⑩	○	板葺	平入	建物調査 松本市教育委員会編：松本市重要文化財 高橋家住宅復元整備工事報告書，松本市教育委員会，2010.3
11	多湖家住宅（土井尻）	×	土井尻	220石	不明	×	㊸	-	-	松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門，松本古城会，2001.3 松本市教育委員会編：松本市文化財調査報告（No.205），松本市教育委員会，2010.3
12	林家住宅	×	大名町	500石	宝暦11年（1761）頃	×	○	-	-	中川治雄：図説国宝松本城，一草舎出版，2005.8
13	飯沼家住宅	×	新田町	100石	江戸時代末期か	⑪	○	板葺	妻入	松本市教育委員会編：民家調査関係資料集，松本市教育委員会，1973
14	平山家住宅	×	新田町	110石	江戸時代末期か	⑫	○	板葺	妻入	松本市教育委員会編：民家調査関係資料集，松本市教育委員会，1973
15	友成家住宅	×	土井尻	80石	不明	×	㊸	-	-	六星会記念誌発行実行委員会編：六星会百年のあゆみ，六星会，2003.10
16	多湖家住宅（柳町）	×	柳町	220石	不明	×	○	-	-	多胡安貞家文書 屋敷図（松本市教育委員会蔵）
17	太田家住宅	×	大名町	250石	江戸時代末期か	×	○	-	-	松本市編：松本市史 第二巻 歴史編Ⅱ 近世，松本市，1995.11
18	三原家住宅	○	東ノ丁	5石	不明	⑬	×	板葺	平入	博物館資料
19	浅野家住宅	×	東萩町	5石	不明	⑭	×	板葺	-	博物館資料（安原地区公民館蔵）
20	吉田家住宅	×	徒士町	50石	不明	⑮	○	板葺	平入	博物館資料
21	村瀬家住宅	×	徒士町	8石	不明	⑯	×	板葺	-	博物館資料
22	中村家住宅	×	口張町	5石	不明	⑰	×	板葺	平入	松本市伝統的建造物実態調査（一次・旧市）
23	松崎家住宅	×	新町	260石	不明	⑱	×	-	-	中川治雄編：城下町まつもと昔がたり，郷土出版社，2007.3
24	後藤家住宅	×	徒士町	15石	不明	⑲	×	板葺か	-	博物館資料
25	新海家住宅	×	下町	5石	不明	⑳	×	板葺か	-	博物館資料
26	新井家住宅	×	土井尻	90石	不明	㉑	×	-	-	松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門，松本古城会，2001.3
27	安東家住宅	×	袋町	80石	不明	㉒	×	-	-	解体調査報告書 松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門，松本古城会，2001.3
28	浅野家住宅	×	中ノ丁	5石	嘉永6年（1853）か	×	㊸	-	-	浅野家文書住居図（松本市文書館蔵）
29	菅谷家住宅	×	片端町	200石	不明	㉓	×	-	-	博物館資料 住田正ほか編：定本・国宝松本城，郷土出版社，1988.3
30	山田家住宅	×	柳町	140石	不明	㉔	×	板葺	妻入	毎日シリーズ出版編：信州の昭和史 長野県近代百年の記録，毎日新聞社，1982.9

注) 石高は『松本藩譜』（松本市中央図書館蔵）に記載されているものを参照した。



①：外山家住宅



②：矢野家住宅



③：木下家住宅



④：橋倉家住宅



⑤：鷺見家住宅



⑥：小栗家住宅



松本市教育委員会

⑦：下條家住宅



松本市教育委員会

⑧：貝谷家住宅



松本市教育委員会

⑨：武藤家住宅



⑩：高橋家住宅



松本市教育委員会

⑪：飯沼家住宅



松本市教育委員会

⑫：平山家住宅



松本市教育委員会

⑬：三原家住宅



松本市教育委員会

⑭：浅野家住宅



松本市教育委員会

⑮：吉田家住宅



松本市教育委員会

⑯：村瀬家住宅



松本市教育委員会

⑰：中村家住宅



中川治雄編：城下町まつもと昔がたり，郷土出版社，2007.3

⑱：松崎家住宅（高麗門）



松本市教育委員会

⑲：後藤家住宅



松本市教育委員会

⑳：新海家住宅



松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門，松本古城会，2001.3

㉑：新井家住宅（腕木門）



松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門，松本古城会，2001.3

㉒：安藤家住宅（腕木門）



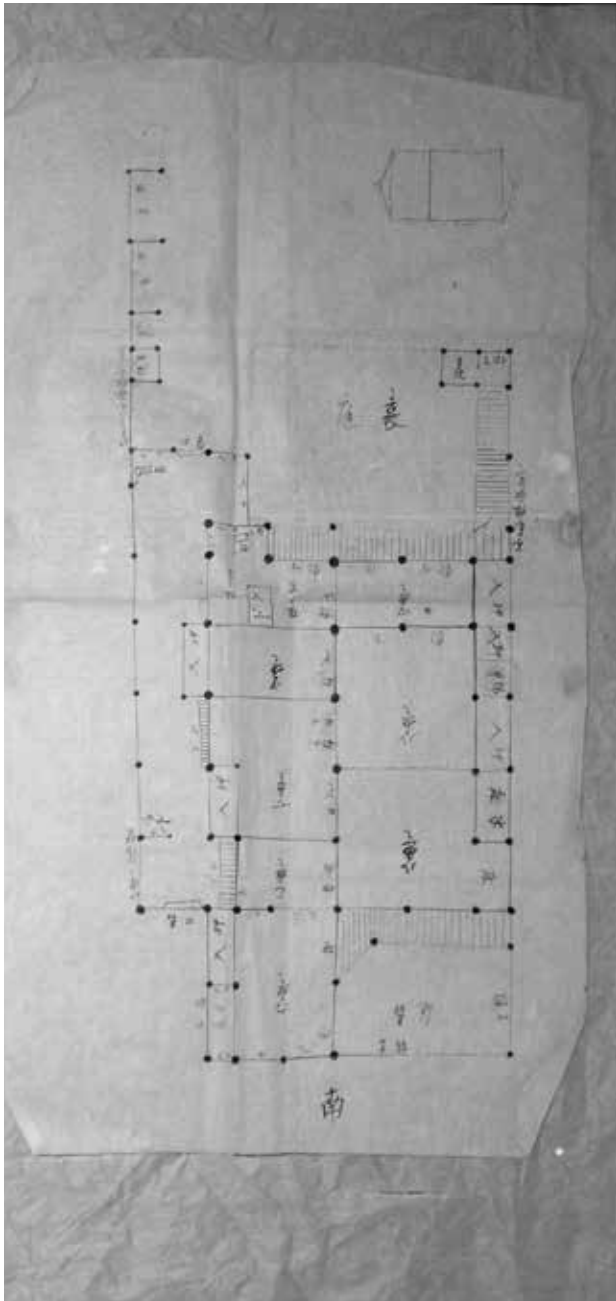
住田正ほか編：定本・国宝松本城，郷土出版社，1988.3

㉓：菅谷家住宅（長屋門）



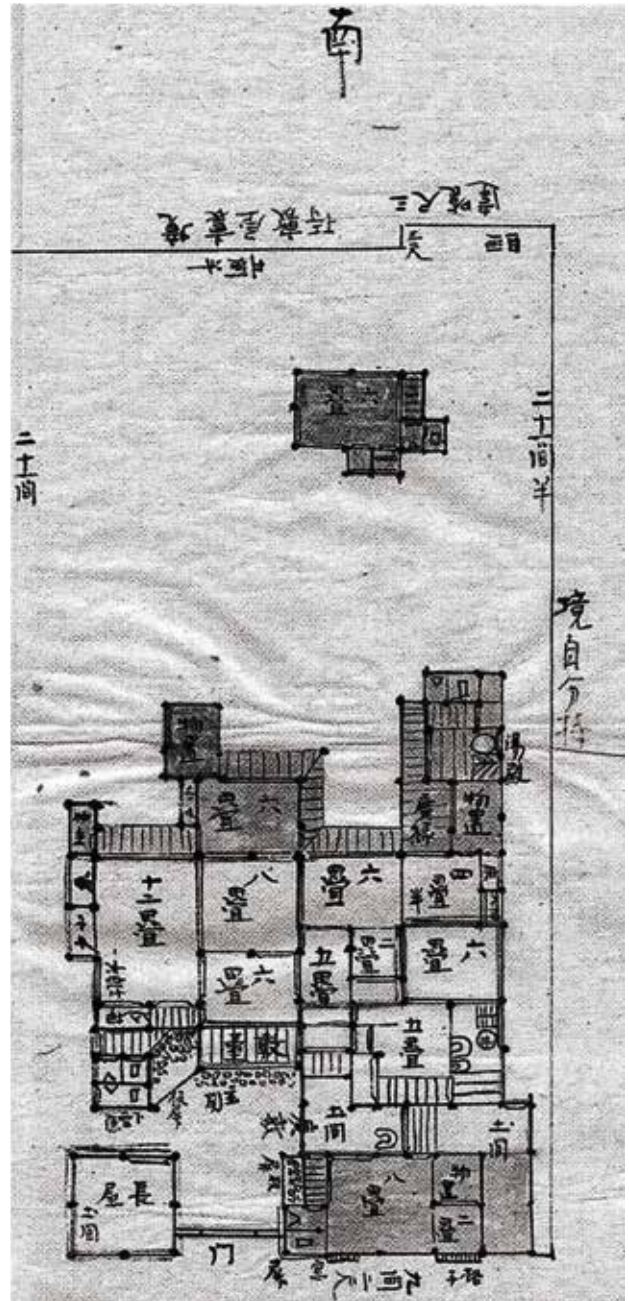
毎日シリーズ出版編：信州の昭和史 長野県近代百年の記録，毎日新聞社，1982.9

㉔：山田家住宅



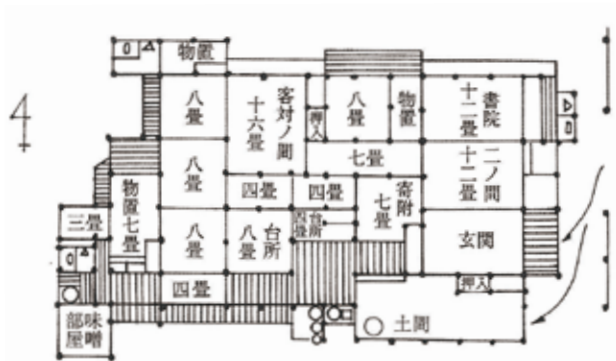
提供：松本市立博物館

②⑤：下條家住宅 古絵図



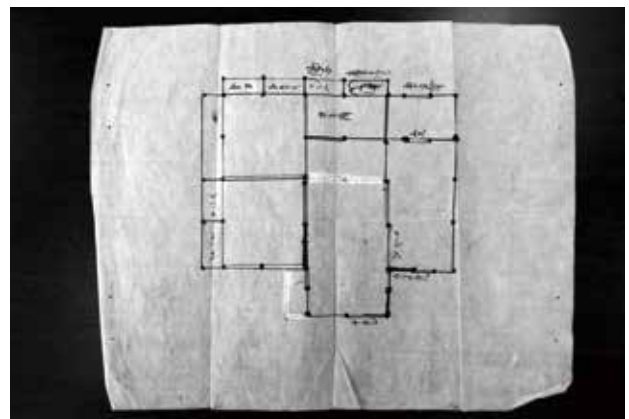
出典：六星会記念誌発行実行委員会編：六星会百年のあゆみ、六星会、2003.10

②⑦：友成家住宅 平面図

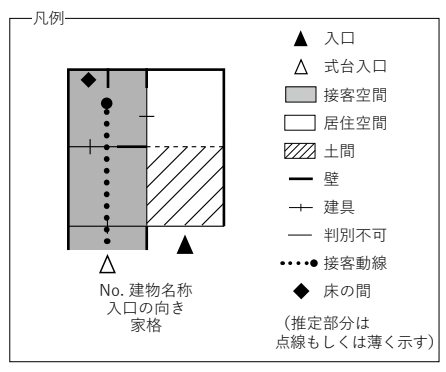
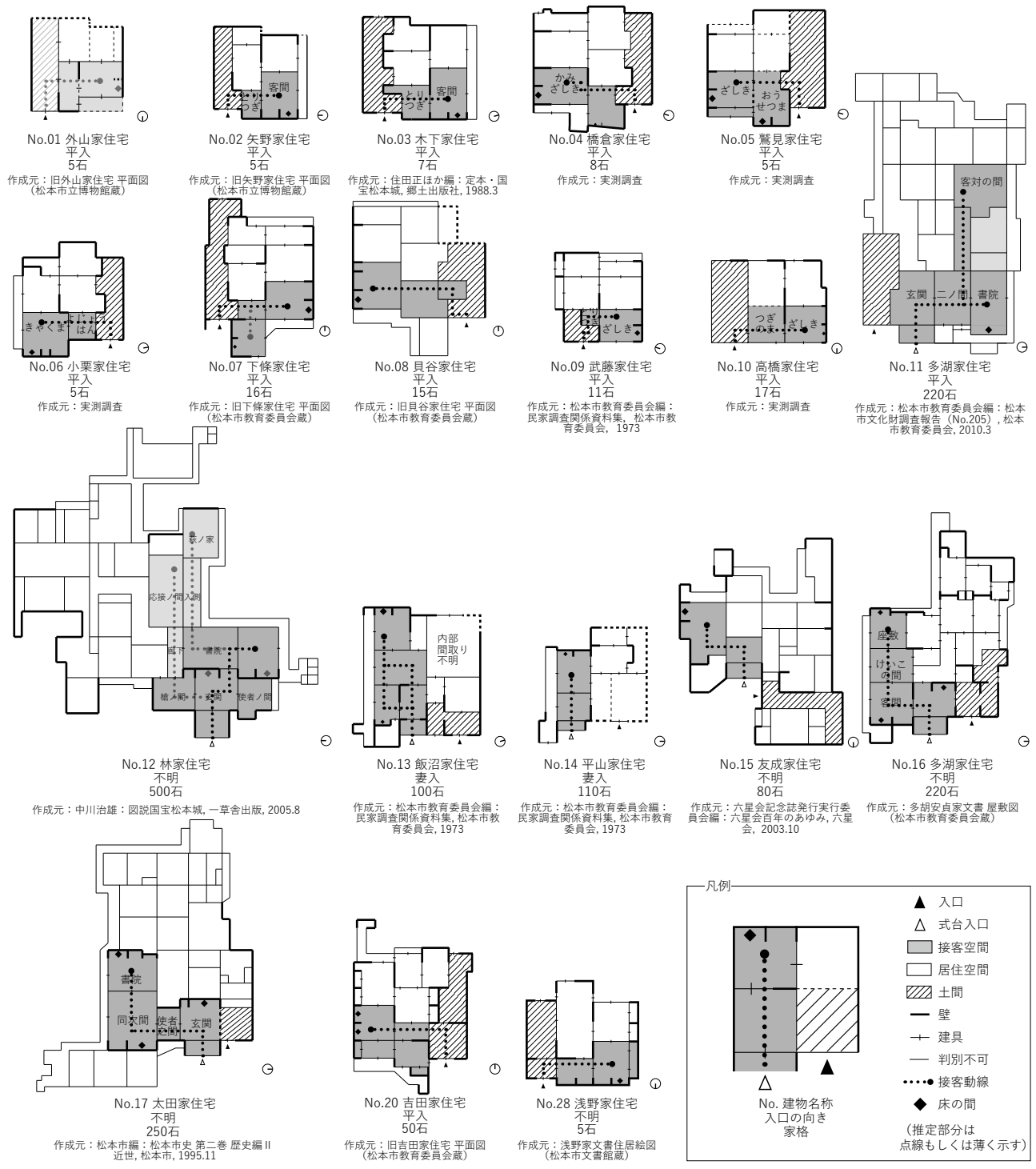


出典：松本城武家屋敷門調査研究委員会編：松本城武家の門、松本古城会、2001.3

②⑥：多湖家住宅（土井尻） 平面図



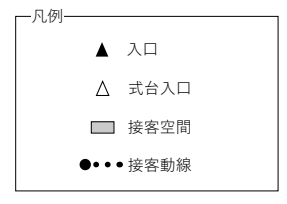
②⑧：浅野家文書住居絵図  
(松本市文書館蔵)



武家住宅の間取り 一覧 (S=1/600)

武家住宅の間取りと家格の対応関係

間取りの種類	A: 前座敷型	B-1: 奥座敷型 (直線)	B-2: 奥座敷型 (前折れ)	B-3: 奥座敷型 (奥折れ)
入口の向き	平入	妻入	妻入か	妻入か
該当する事例	No.1-10、No.18、No.19 > 下級武家12棟	No.13、No.14 > 中級武家2棟	No.11、No.15-17 > 中級武家4棟	No.12 > 上級武家1棟





(直線)、B-2：奥座敷型(前折れ)、B-3：奥座敷型(奥折れ)の三つを確認した<sup>注21)</sup>。

以下に各類型の詳細を示す。

<間取りA：前座敷型> つぎのまやざしきなどの接客空間が建物の表側に連続して展開する間取りである。この類型は、平入が支配的な下級武家住宅に多くみられた。建物入口から間口方向に90度転回した方向へ接客空間を配する。道路に面した建物の表側にのみ接客空間を配し、奥側は居住者のための空間が広がる。式台玄関はみられず、建物入口から入り、土間もしくはつぎのまで接客空間と居住空間に向かう動線が分かれる。

<間取りB-1：奥座敷型(直線)> 建物入口から建物の奥側方向に、接客空間が直線状に続く間取りである。この類型は、下級武家住宅ではみられず、妻入の中級武家住宅でのみ確認できた。土間などに続く入口とは別に設けられた式台玄関から建物の奥側に位置する最も格の高い部屋に向かって接客空間が連続する。

<間取りB-2：奥座敷型(前折れ)> 接客空間がB-1のように直線状に奥側へ向かうのではなく、Aのように表側で間口方向に連続してから折れ曲がり、奥へ向かう間取りである。この類型は、中級武家住宅のなかでも、比較的身分の高い武家住宅において多く確認できた。式台から入ると床の間を設けた接客用の玄関のような部屋が設けられている事例もみられ、奥に位置する部屋に座敷飾りなどが設けられていた。

<間取りB-3：奥座敷型(奥折れ)> 接客空間が奥側へ連続してから間口方向に折れ曲がって展開する間取りである。この類型は、藩内でもとりわけ身分が高い、上級武家住宅でみられた。B-1やB-2と比較しても式台玄関や接客空間の規模が大きく、玄関の間の座敷飾りなども充実している。建物規模の拡大に伴って接客空間の部屋数や規模も拡大していることから、接客構えの性質が強くあらわれた間取りであると考えられる。

以上、居住者の身分も考慮すると、<間取りA：前座敷型>は下級武家住宅、<間取りB系：奥座敷型>は中級以上の身分が高い武家住宅に採用された間取りとして解釈することができる。とくにB系は、式台入口から最も格の高い部屋までに経由する部屋

数が多くなることから、接客空間を重視した間取りと解釈できよう。こうした松本城下町の武家住宅の接客空間における間取りの多様な類型からは、接客空間を重視しながら身分ごとに独自の間取りを発展させてきた過程を読み取ることができるのである。

### 3 間取りにみる橋倉家住宅の位置付け

以上の調査結果をふまえ、とりわけ間取りに着目し、松本城下町における武家住宅のなかに橋倉家住宅を位置付けたい。

橋倉家住宅における、片側に土間を配し、表側に接客空間、裏側に居住空間を配す間取りは、松本城下町の下級武家住宅に広くみられた<間取りA：前座敷型>に該当する。家格とも対応し、松本城下町の武家住宅における典型的な間取りの一類型を示していると判断できる。

### 4 個別解説

類例比較調査において、橋倉家住宅のほか、4棟の武家住宅(高橋家住宅、鷲見家住宅、小栗家住宅、木下家住宅)の建物調査を行った。建物調査では、写真撮影を行うとともに、実測を通じて建物の配置、平面、断面に関する基本的な情報を記録した。また、部材にのこる増改築の痕跡なども記録し、間取りの復元的考察も行った。

以下、建物調査の成果を個別に解説する。なお、高橋家住宅については、松本市教育委員会編『高橋家住宅復元整備工事報告書』(松本市教育委員会、2010年)に建物の詳細が記録されているため、こちらを参照されたい。

建物調査 一覧

No.	建物名	調査年月日	「武家住宅の一覧」の No.
	橋倉家住宅	2022/05/17 2022/06/27 2022/09/02 2022/09/28 2022/10/19 2022/10/26 2023/07/10 2023/11/27 2024/09/24 2024/10/02 2024/11/06	04 (所在地：東ノ丁)
	高橋家住宅	2022/09/02	10 (所在地：徒士町)
(1)	鷲見家住宅	2022/06/27	05 (所在地：東ノ丁)
(2)	小栗家住宅	2023/11/27	06 (所在地：天白丁)
(3)	木下家住宅	2024/06/25	03 (所在地：天白丁) 松本市歴史の里に移築



建物調査の様子

### (1) 鷺見家住宅

鷺見家住宅は、橋倉家住宅と同じ東ノ丁に位置する武家住宅である。『松本藩譜』の記載から廃藩直前に5石の家禄であったことや、東ノ丁に位置し、屋敷地や主屋の規模が橋倉家住宅と同程度であることから、下級武士（足軽）の身分であったことがわかる。

鷺見家住宅の建設年代については、墨書や棟札など、建設年代を具体的に伝える史料の発見には至らなかったものの、嘉永2年（1849）に東ノ丁を含む松本城の北東地域の大部分を焼く火災が発生し、「享保十三年秋改 松本城下絵図」（松本市教育委員会蔵）でも現在の鷺見家住宅の位置に焼失したことを示す上張りがなされていることから、嘉永2年（1849）以降の建設と考えられる<sup>注22)</sup>。同じ火災の被害に遭った橋倉家住宅（嘉永3年（1850）の建設）の周辺に位置することからも、建設年代は同時期の江戸時代末期と推定される。昭和30年（1955）頃には、土間部分の改築が行われたものの、外観や間取りは当初の姿をよくのこしている。

屋敷地は、南北に通る道に面し、間口が狭く、奥行が長い。主屋は、道に面してたち、桁行42尺（12,726mm）×梁間39尺（11,817mm）の規模、切妻造りの平入とする。屋根は2.75寸勾配の瓦葺き（一部鉄板葺き）であり、元は板葺きであったと推定される。棟筋をざしきといまの境に設ける。一部二階建てになっており、前後に下屋を設ける。

一階の南側に土間を配し、床上に部屋が食い違いに2列に6室の部屋を配す。通りに面した表側にざしきを配し、玄関とざしきの間に位置するおうせつまには中床を設ける。二階部分には土間に設けられ

た階段から上がる。

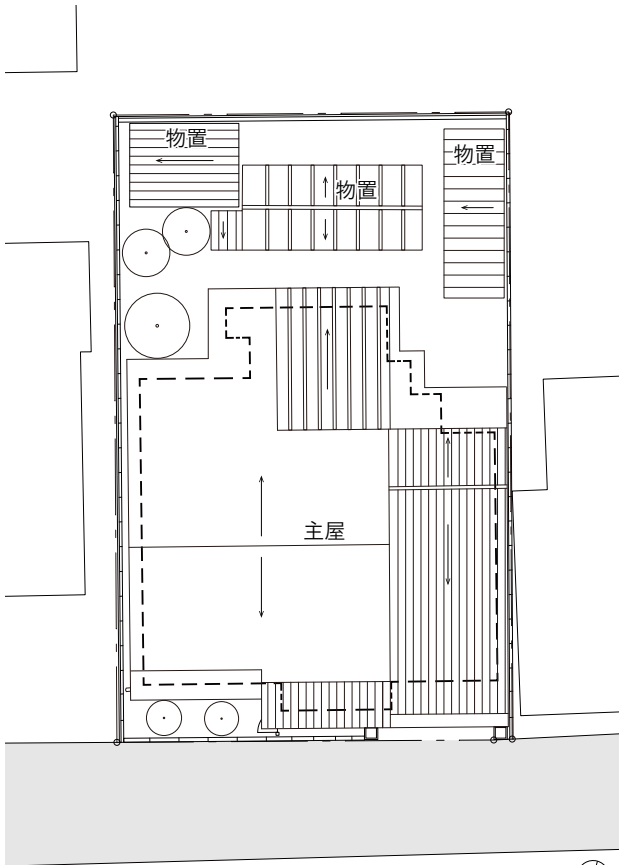
間取り（当初復原）は、道路に面した表側に接客空間を、裏側に居住空間を配しており、武家住宅の典型的な空間構成をとっていたことがわかる。おうせつまの裏側の部屋で痕跡が確認できる箇所が少なく、復原には推定が含まれるものの、周辺に所在する武家住宅と概ね似たような間取りになると考えられる。

藩からの禁令によって装飾や改修に関して多くの制限がある武家住宅では、ざしきに差物が用いられていないことが一般的であるが、鷺見家住宅のざしきには、当初のものと推定される差鴨居が多く用いられており、最大せいであるざしきといま境の差物せいは8.5寸（257mm）であった。加えて、内法高は5.7尺（1,727mm）であり、これらは同地域で同年代に建設されたと考えられる橋倉家住宅との共通点である一方で、建設年代の異なる武家住宅である高橋家住宅との違いでもあることから、松本城下町の武家住宅の変化を示す要素として捉えることもできよう<sup>注23)</sup>。

また、鷺見家住宅の二階は、橋倉家住宅の二階が当初から存在していたかを考察するうえでも参考になる。この二階部分の柱は、途中で継ぎ足されており、この継ぎ足されている位置と一階部分の桁とを結ぶと屋根勾配と一致する。そのため二階は、一見すると後の改造によって設けられたようにみえる。階段の裏板が和釘でとめられていることをふまえれば、建設当初から間も無くの時期の改造とも推定される。一方、棟筋では、一階部分の母屋の上端で柱が継ぎ足されており、この点をふまえると、当初から二階が存在していた可能性も見出すことができる。場合によっては、建設時の計画変更によって、柱を継ぎ足し、二階を設けたという解釈も可能であろう。現時点では、二階が当初に遡るのか、後の改造であるか、その判断は困難であるが、どちらの場合であっても、二階を設けるといふ松本城下町における武家住宅の発展の方向性を具体的に示す建築遺構として貴重である。

### (2) 小栗家住宅

松本城下町の武家住宅の遺構である小栗家住宅は、東ノ丁と同様に中下級武士の住まいが広がって



鷺見家住宅 屋根伏図 (S= 1/250)



鷺見家住宅 おうせつま



鷺見家住宅 土間の階段



鷺見家住宅 外観



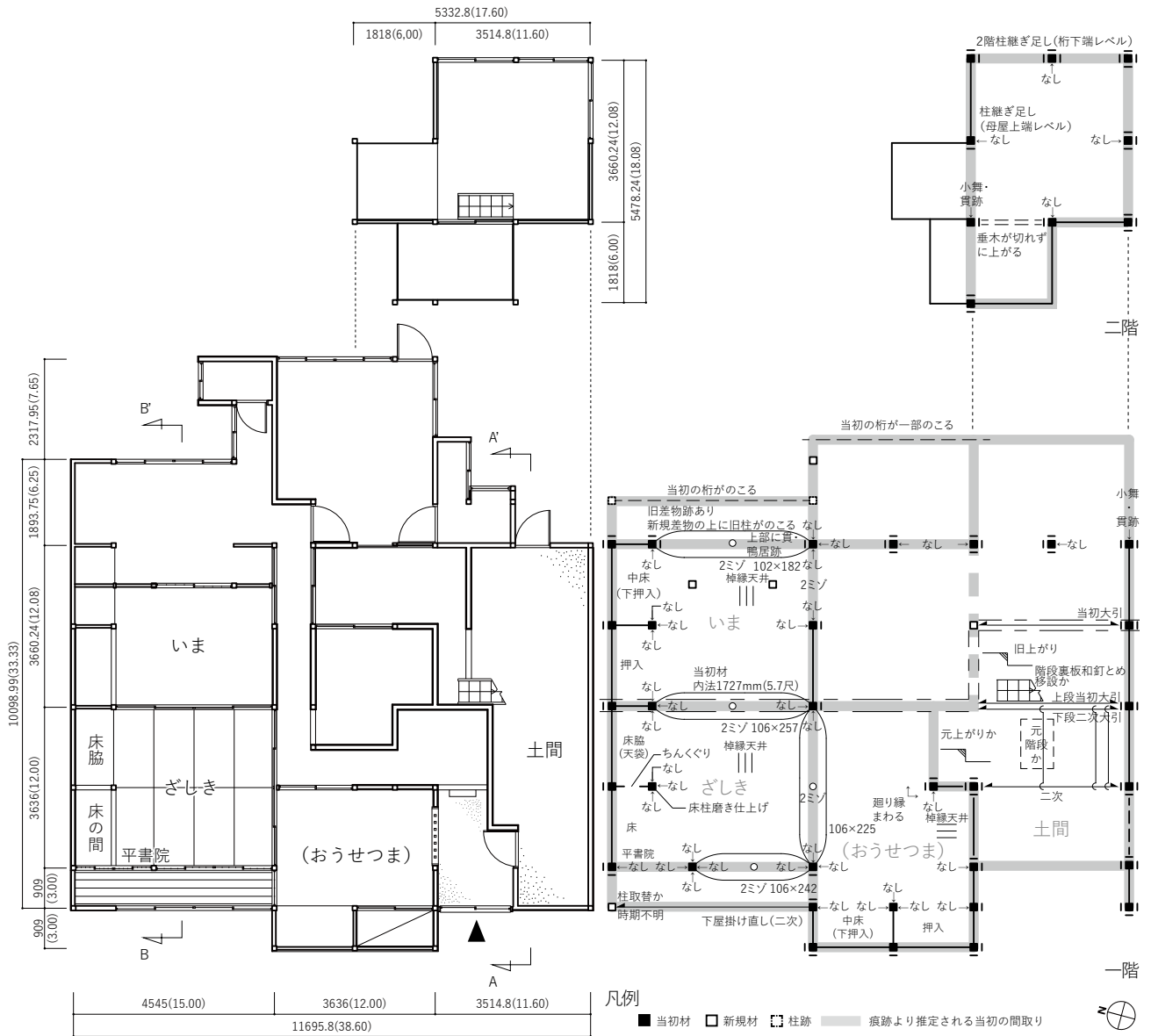
鷺見家住宅 二階



鷺見家住宅 ざしき

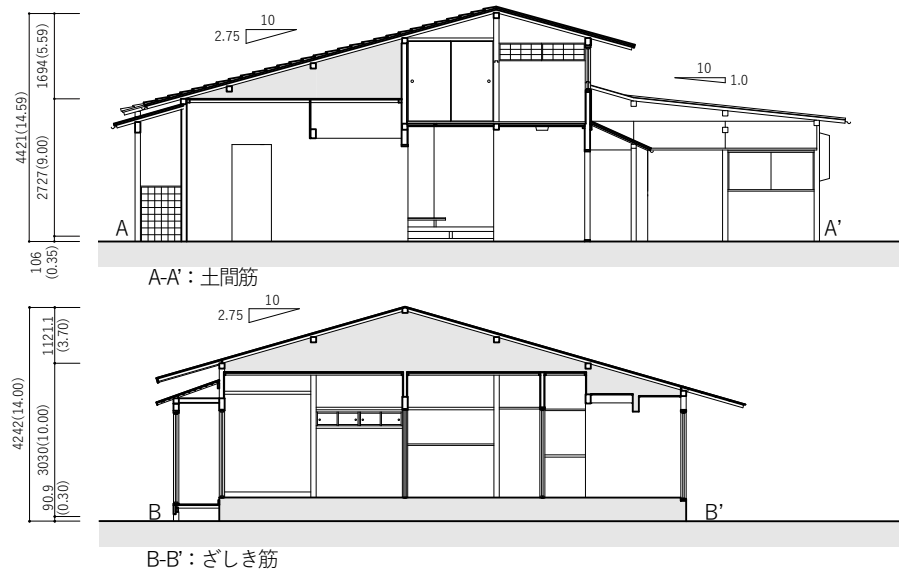


鷺見家住宅 二階の柱の継ぎ足し



鷺見家住宅 平面図 (S= 1/150)

鷺見家住宅 痕跡図 (S= 1/150)



鷺見家住宅 断面図 (S= 1/150)

いた天白丁に位置している。かつては松本藩士の小栗家の住まいであり、幕末期の石高は4石2人扶持であることから、下級武士（足軽）の身分であったことがわかる。

小栗家住宅の建設年代については、墨書や棟札など、建設年代を具体的に伝える史料の発見には至らなかったものの、嘉永2年（1849）に東ノ丁を含む松本城の北東地域の大部分を焼く火災が発生し、「享保十三年秋改 松本城下絵図」（松本市教育委員会蔵）でも小栗家住宅の位置に焼失したことを示す上張りがなされていることから、嘉永2年（1849）以降の建設と考えられる。同じ火災の被害に遭った橋倉家住宅（嘉永3年（1850）の建設）の周辺に位置することからも、建設年代は同時期の江戸時代末期と推定される。

屋敷地は、南北に通る道に面し、間口が狭く、奥行が長い。主屋は、道に面してたち、桁行33尺（9,999mm）×梁間37.5尺（11,362.5mm）の規模で、切妻造りの平入とする。屋根は3寸勾配の瓦葺きであり、元は板葺きであったと推定される。棟筋をきやくまといまの境に設ける。

一階の北側に土間を配し、床上に2列に6室の部屋を配す。よじょうはんときやくまの部屋境には差物を用いる。6尺（1,818mm）×9尺（2,727mm）の二階は階段などを設けず、現在は土間から脚立を用いて上がる。階段の痕跡なども確認できなかったため、かつてから簡易的な物置のような用途であったと推測できる。

間取り（当初復原）は、一階は北側に通り土間を配し、これ沿って2列に6室を配していた。部屋の並びは、表側に2室の接客空間を、その裏に居住空間を配していた。このような間取りや、公私空間を食い違いうようにして配す点は、橋倉家住宅ともよく似ており、松本城下町の武家住宅の間取りにおける典型を示している。

一方、各部屋に着目すると、他の武家住宅にはみられない要素も確認できる。とりわけ、きやくまとへやの境に長押が設けられている点は、武家住宅において特殊な事例であると解釈できる。一般的に、武士は質素な生活を強いられ、藩からの禁令や家作制限も厳しかった武士の住まいにおいて、長押を設けることは禁止されている<sup>注24</sup>。この長押は、鴨居

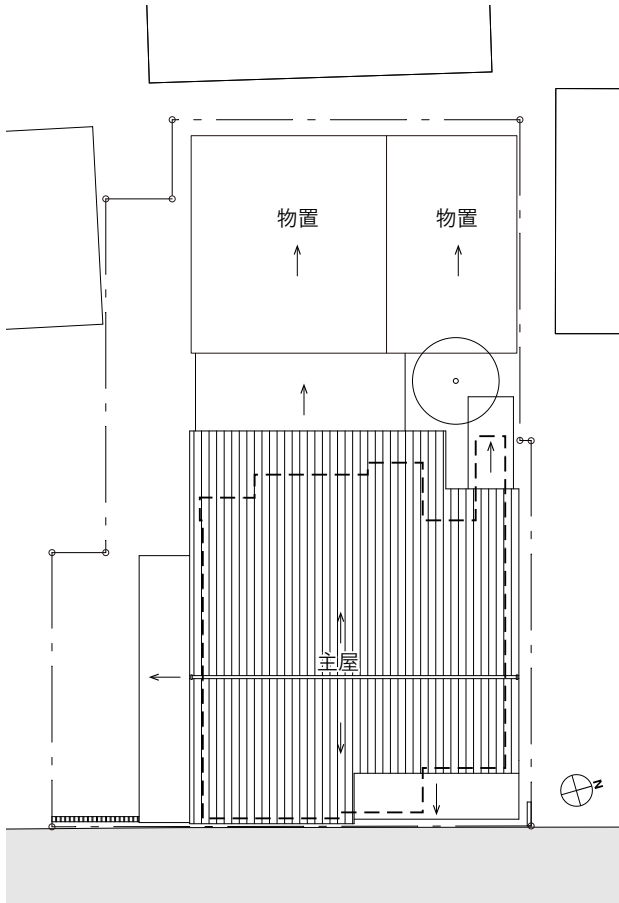
の上部に和釘でとめられていることから、明治時代中期以前のものであると推定できる<sup>注25</sup>。同地域の武家住宅で長押は確認できておらず、建設年代が江戸時代末期であることも考慮すると、藩の統制（武家住宅に対する禁令など）も弱まり始め、武家住宅にも変化が生じていたと推定できる。

主屋の鬼瓦には「松山」という名が記されているが、「享保十三年秋改 松本城下絵図」（松本市教育委員会蔵）の上張りや「維新前松本藩士族敷地割図 明治44年調整」（松本市教育委員会蔵）には、小栗久太夫の名が記され、小栗家の屋敷であったことが確認できた。登記簿には明治25年（1892）に松山徳次郎が小栗豊一からこの土地を譲り受け、昭和8年（1933）に村社八幡社稲荷社（天白神社）が譲り受けたことで所有権が移り、借家として現在に至る記録がのこる。したがって、この鬼瓦は小栗家が所有していた頃のものではなく、松山徳次郎が譲り受けた後の時代に設けられたと考えられる。所有者の変遷や北側の母屋の痕跡、そして一般的に武家住宅ではみられない長押が設けられている点からは、松本城下町の武家住宅がどのように変化し、今日までのこってきたのかを知ることができ、その過程を具体的に示す建築遺構として貴重である。

### (3) 木下家住宅

木下家住宅は、かつて中下級武士の住まいが広がっていたといわれる松本城の北東方の地域である、天白丁にたっていた武家住宅である。昭和51年（1976）に木下尚江顕彰会が松本市へ保存誓願を行ったことをきっかけに、昭和58年（1983）に松本市歴史の里に移築復原された。松本藩士であった木下尚江は、明治2年（1869）に5両2人扶持の足軽であった木下秀勝の子として生まれた。後に新聞記者・弁護士・小説家として活動しながら、普通選挙の実現などの社会改革を目指し、昭和12年（1937）に没した<sup>注26</sup>。幕末期の石高は、7石程度であったことが明らかになっていることから、下級武士（足軽）の身分であったことがわかる。

木下家住宅では、墨書や棟札など、建設年代を具体的に伝える史料の発見には至っていない。嘉永2年（1849）の火災の被害に遭った武家住宅は、橋倉家住宅の事例から、火災直後の建設であることが推



小栗家住宅 屋根伏図 (S= 1/250)



小栗家住宅 差物



小栗家住宅 きゃくま (東よりみる)



小栗家住宅 外観



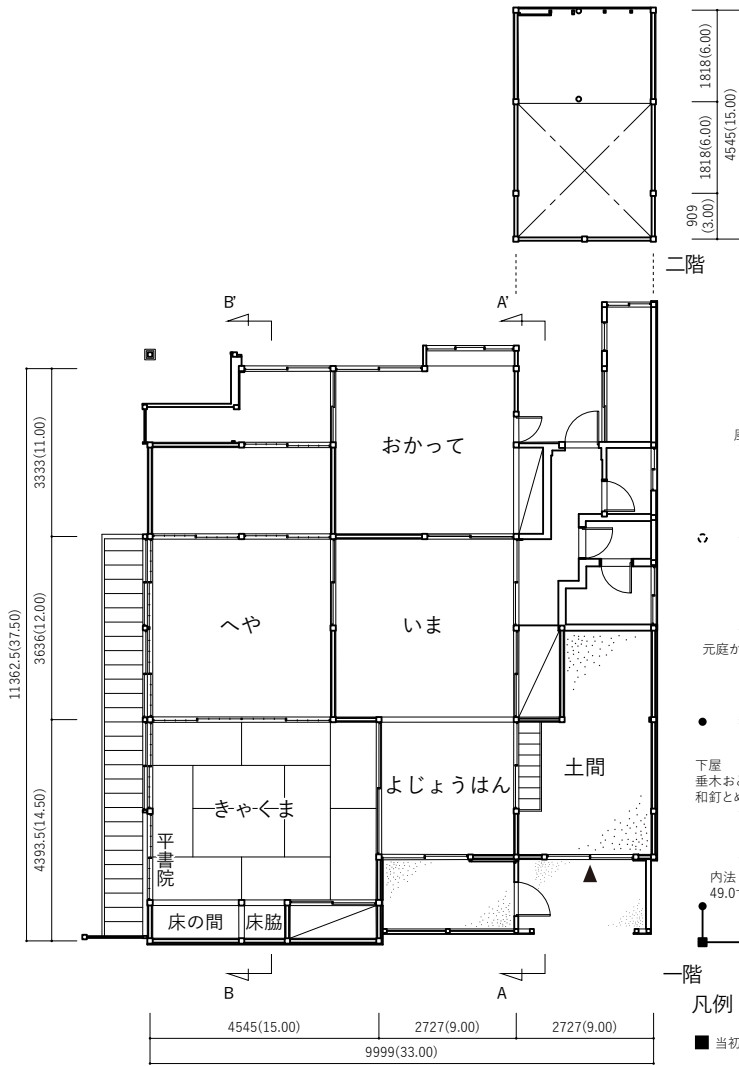
小栗家住宅 長押



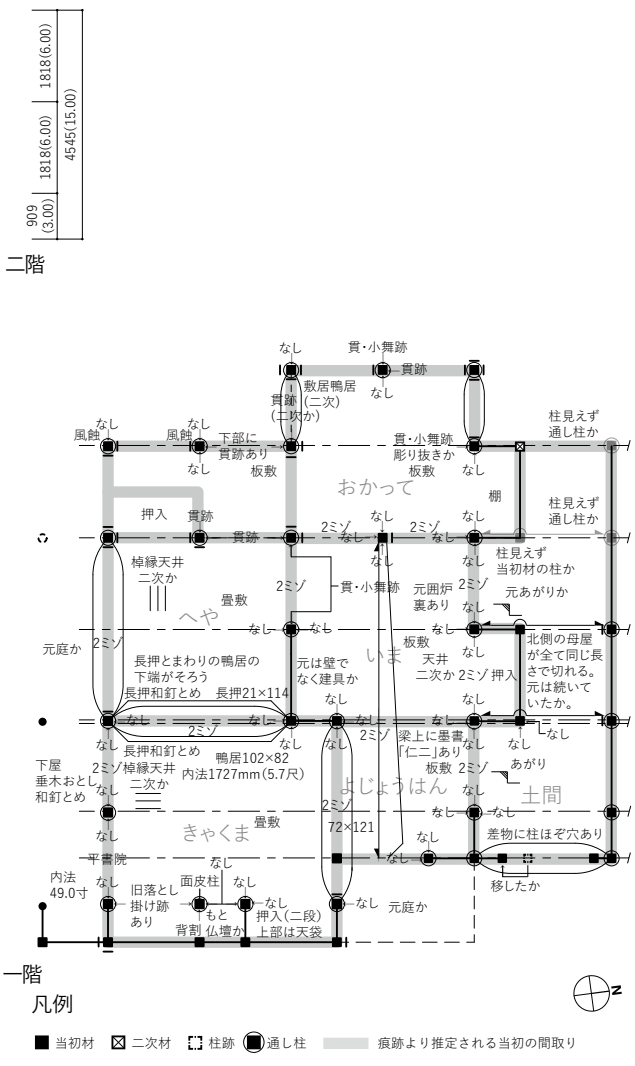
小栗家住宅 きゃくま (西よりみる)



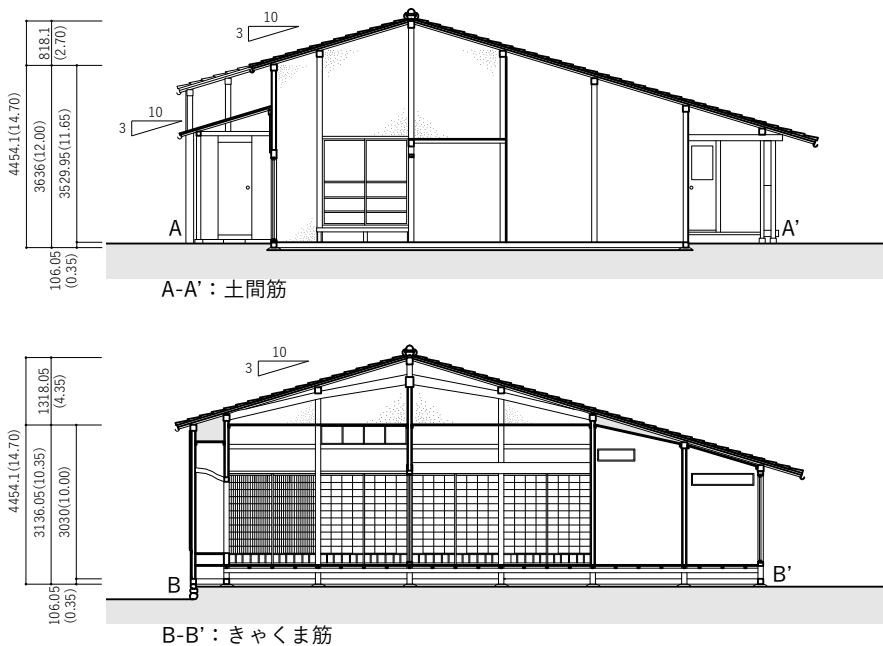
小栗家住宅 鬼瓦



小栗家住宅 平面図 (S= 1/150)



小栗家住宅 痕跡図 (S= 1/150)



小栗家住宅 断面図 (S= 1/150)

測される。一方で、天白丁に位置していた木下家住宅は、「享保十三年秋改 松本城下絵図」（松本市教育委員会蔵）に上張りがなされていないことから、嘉永2年（1849）の火災の被害を受けなかったと推定される。また、松本城下町にのこる江戸時代末期に建設された武家住宅と比べても、棟高が低いことなどから、江戸時代後期の建設と推測される。

主屋は桁行33尺（9,999mm）×梁間33尺（9,999mm）の規模で、切妻造りの平入とする。屋根は3寸勾配の鉄板葺きで、元は板葺きであったと推定される。客間と寝室の部屋境に棟筋を設ける。

一階の北側に土間を配し、床上に2列に5室の部屋を配す。表側からとりつぎと客間、居間と寝室、食事の間と台所が一体となった空間を配す。客間や居間を中心とした部屋境に差物を用いる。土間部分には中二階を設けるが、階段などは設けず、土間から脚立を用いて上がる簡易的なものとしており、当初から物置のような用途で設けられていたと考えられる。

間取りは、武家住宅の典型的な空間構成を採用しており、北側に通り土間を配し、これに沿って2列に5室を配していた。部屋の並びは、表側にとりつぎと客間の2室の接客空間を配し、その裏に居間と寝室、食事の間と台所といった居住空間を配していた。

主屋は当初の部材が極めて少なく、痕跡調査による間取りの復原を行うには至らなかった。昭和52年（1977）移築時の変更点としては、建物の向きが180度回転し、当初は東向きであった玄関が西向きになったことや、玄関の壁面から左右に伸びる土塀が約半分削られたことがわかっている。しかし、現状の間取りに着目すると、表側に接客空間を設け、公私空間の境が食い違うようにして配されている点は、橋倉家住宅をはじめとする松本城下町の武家住宅ともよく似ている。この間取りは、武家住宅の典型的な空間構成を示しているに留まらず、松本城下町の武家住宅の間取りにおける典型を示している。

また、長押を用いておらず、内部造作も簡素である点も、質素儉約を旨とする武家住宅の模範的な姿を示している。一方、客間と寝室の境に差物が設けられている点は、武家住宅の一般性からは外れる。この差物のせいは7.6寸（231mm）あり、同様に差

物を用いている武家住宅の遺構（橋倉家住宅の差物：せい10.8寸（330mm）、小栗家住宅の差物：せい4.0寸（121mm）と比べると、比較的に大断面の上質な材を用いている。ここからは、藩の統制のもと、武士が質素な生活を強いられながらも、住まいの質の向上が積極的に図られた過程を読み取ることができるのである。



大正11年（1922）の天白丁（松本市教育委員会蔵）



木下家住宅 古写真（松本市教育委員会蔵）





木下家住宅 外観



木下家住宅 居間



木下家住宅 とりつぎ



木下家住宅 寝室



木下家住宅 客間



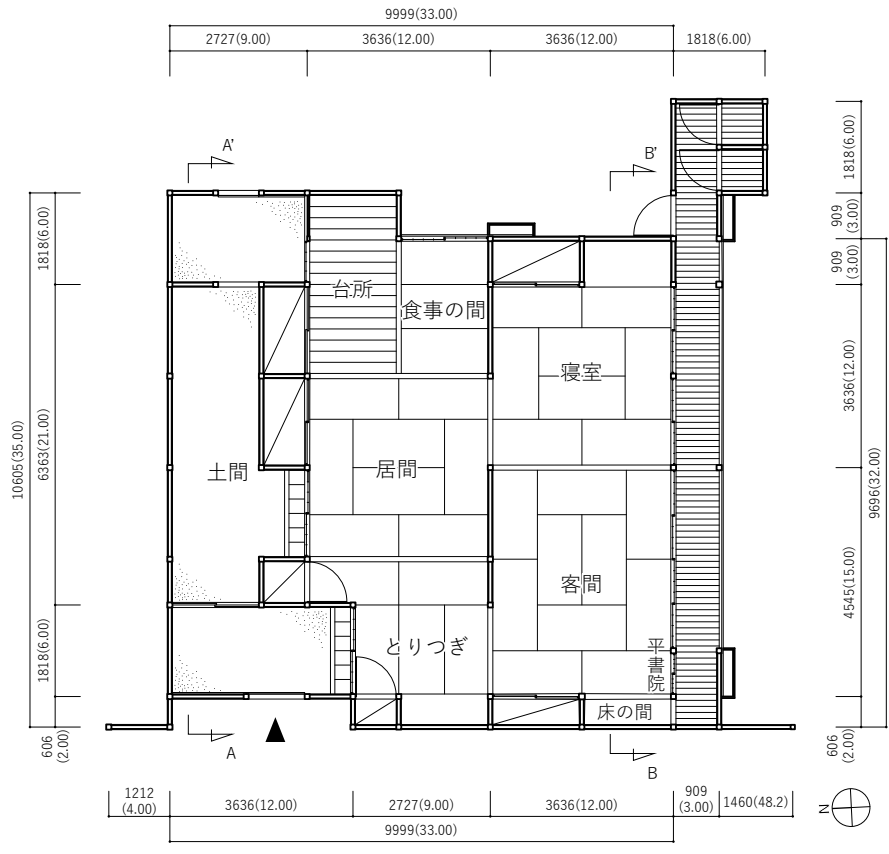
木下家住宅 差物



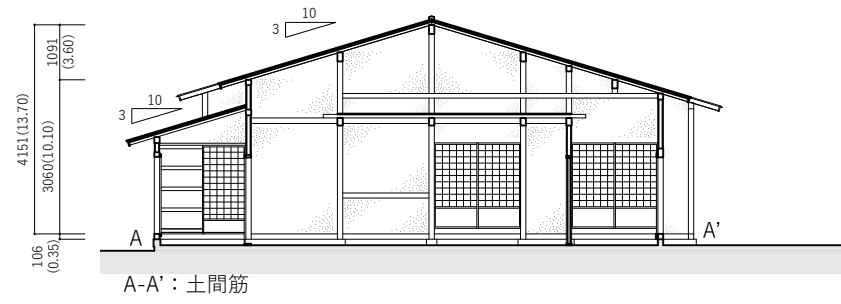
木下家住宅 土間



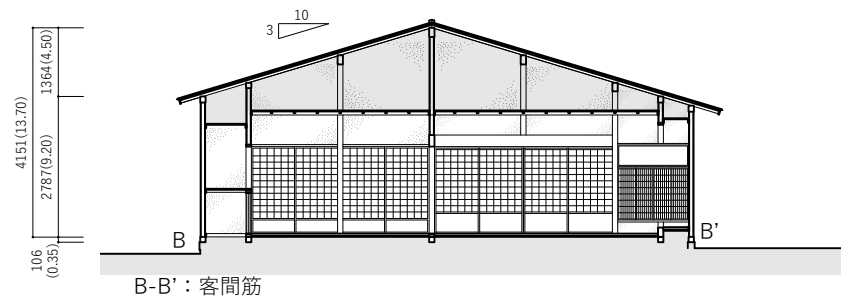
木下家住宅 中二階



木下家住宅 平面図 (S=1/150)



A-A' : 土間筋



B-B' : 客間筋

木下家住宅 断面図 (S=1/150)

## 注

- 注 1) 痕跡調査の成果については、橋倉家住宅の建設主体に関する考察とともに、参考文献 1) に速報をまとめている。
- 注 2) 参考文献 2) p.617 を参照。
- 注 3) 参考文献 2) p.258 と参考文献 3) p.227 を参照。床の間の様式などから、建設年代は 19 世紀前期と推定されてきた。
- 注 4) 参考文献 4) ・ 5) を参照。
- 注 5) 参考文献 6) などを参照。
- 注 6) 参考文献 7) p.423 に同様の指摘がある。
- 注 7) 参考文献 8) p.173 にて、大河は「このような二階建ての構造は、江戸時代の中・下級武士住居ではまれにしかなく、(後略)」と指摘している。
- 注 8) 参考文献 3) p.227 には「ただし、この家を自己の負担でかなり費用をかけて建てたので、藩庁よりおこられたという伝承がある。」とある。
- 注 9) 武家地・武家屋敷に関する通説の一つとして、参考文献 9) p.36 において、藤川は「武家屋敷は大名(江戸の場合は幕府)から下賜されるもの」という性質をあげている。また、参考文献 7) p.420 において、大河は「武士住居の敷地は藩の所有であり、建築物も多くの場合は藩の所有で、武士の職務や身分に変更があったときには、それに適した住居に転居することが広く行なわれた。」と指摘している。
- 注 10) 参考文献 6) ・ 10) ・ 11) などを参照。
- 注 11) 参考文献 12) p.13 を参照。
- 注 12) 参考文献 6) を参照。
- 注 13) なかのまの押入の裏張りは現在は剥がされており、橋倉家住宅内で保管されていたものを写真で撮影し、翻刻を行った。
- 注 14) 参考文献 7) ・ 13) ・ 14) ・ 15) を参照。
- 注 15) 前掲 7) ・ 13) ・ 14) ・ 15) の各研究においても、松本城下町の武家住宅の事例数は 2-5 件に留まる。また、各建物の詳細な建物調査や史料の分析はなされておらず、検討の余地があると見える。
- 注 16) 参考文献 10) ・ 11) ・ 16) ・ 17) を参照。
- 注 17) 参考文献 15) を参照。
- 注 18) 参考文献 18) を参照。
- 注 19) 類似比較調査の成果については、参考文献 19) に速報をまとめている。
- 注 20) 参考文献 14) において、大岡らは、武家住宅の正面玄関と座敷の位置関係について、「座敷が正面玄関側にある「正面型」と「正面玄関と反対側に座敷のある「対向型」」に大別している。そのうえで、「次の間の有る住宅は正面玄関を基軸にして」、「前ヨコ型、前タテ型、鍵タテ型の 3 つの座敷構成に分類される」としている。
- 注 21) 参考文献 14) において、大岡らは、松本城下町における武家住宅は「前ヨコ型」(本稿における<間取り A: 前座敷型>に該当)と「鍵タテ型」(本稿における<間取り B-1: 奥座敷型(直線)>に該当)の事例が確認できるとしている。今回の調査では上記に加えて、<間取り B-2: 奥座敷型(前折れ)>と<B-3: 奥座敷型(奥折れ)>を把握した。
- 注 22) 前掲 2) p.617 を参照。
- 注 23) 参考文献 12) p.16 を参照。高橋家住宅については、「田の字型の部屋境にも 1 間ごとに柱が立っている点で、江戸時代前期の柱配置をとっている」ことが指摘されており、差物も用いていない。
- 注 24) 参考文献 6) を参照。また、橋倉家住宅や類似事例の建物調査においては、小栗家住宅以外で長押は確認できなかった。
- 注 25) 小栗家住宅の長押については、建設当初のものであるとは断定できなかった。明治期に入ってから設けられた可能性も考えられる。
- 注 26) 参考文献 20) を参照。

## 参考文献

- 1) 山田洋介, 梅干野成央: 橋倉家住宅主家にみる松本藩武家住宅の建設主体, 日本建築学会北陸支部研究報告集, 第 66 号, pp.288-291, 2023.7
- 2) 松本市編: 松本市史 第二巻 歴史編 II 近世, 松本市, 1995.11
- 3) 長野県編: 長野県史美術建築資料編 全一巻 (二) 建築, 長野県史刊行会, 1990.3
- 4) 羽深久夫: 近代都市独立住宅の祖型としての江戸時代大名家中の武家住宅の実証的研究—近世から近代への独立住宅の歴史的展開過程, 住宅総合研究財団研究年報, 第 22 巻, pp.247-256, 1995
- 5) 大岡敏昭, 青木正夫: 武士住宅の配置・平面原理 都市独立住宅の配置・平面原理に関する計画史的研究 (その 1), 日本建築学会計画系論文集, 第 59 巻, 第 459 号, pp.37-46, 1994.5
- 6) 大熊喜邦: 江戸時代住宅に関する法令とその影響, 建築雑誌, 第 420 号, pp.535-566, 1921.10
- 7) 大河直躬: 江戸時代の中・下級武士住居と近代都市住居, 日本建築の特質 太田博太郎博士還暦記念論文集, 中央公論美術出版, pp.417-456, 1976.10
- 8) 大河直躬: 住まいの人類学 日本庶民住居再考, 平凡社, 1986.9
- 9) 藤川昌樹: 近世武家集団と都市・建築, 中央公論美術出版, 2002.2
- 10) 浅野伸子, 平井聖: 史料による上田城下武家屋敷の配置と平面の分析—幕末の上田城下武家屋敷の様相 (その 1)—, 日本建築学会計画系論文集, 第 65 巻, 第 530 号, pp.215-220, 2000.4
- 11) 浅野伸子, 平井聖: 幕末における上田城下武家住宅の規模と形態について—幕末の上田城下武家屋敷の様相 (その 2)—, 日本建築学会計画系論文集, 第 65 巻, 第 537 号, pp.249-255, 2000.11
- 12) 松本市教育委員会編: 松本市重要文化財高橋家住宅復元整備工事報告書, 松本市教育委員会, 2010.3
- 13) 松本市教育委員会編: 民家調査関係資料集, 松本市教育委員会, 1973
- 14) 大岡敏昭, 青木正夫: 武士の居住地分類(藩)別にみた農家住宅と武士住宅の関連性—江戸時代後期における旧藩独自の農家住宅平面構成の成立要因に関する実証的研究, 日本建築学会計画系論文集, 第 379 巻, pp.74-89, 1987.9
- 15) 吉澤政己: 信濃の武士住宅, 飯田市歴史研究所年報, 第 5 巻, pp.10-27, 2007
- 16) 鈴木賢次: 旗本住居の平面構成について—江戸時代中期の様相と展開—, 日本建築学会計画系論文報告集, 第 354 巻, pp.117-126, 1985.8
- 17) 鈴木賢次: 上級旗本住居の平面構成における階層的性格について—幕末期, 旗本・池田家屋敷の主家の平面と居室からの検討—, 日本建築学会計画系論文報告集, 第 371 巻, pp.126-135, 1987.1
- 18) 宮澤智士: 日本列島民家史—技術の発達と地域色の成立, 住まいの図書館出版局, 1989.7
- 19) 山田洋介, 梅干野成央: 松本藩武家住宅の間取りとその分類, 日本建築学会学術講演梗概集(関東), 建築歴史・意匠, 第 2024 号, pp.67-68, 2024.7
- 20) 松本市教育委員会編: たてもの野外博物館松本市歴史の里整備事業報告書, 松本市教育委員会, 2008.3

## 第4章 修理工事の概要

### 第1節 工事の経過

令和4年度に実施した耐震診断業務委託の結果により、次年度から壁や屋根の耐震補強、老朽化が著しい部材の交換等を実施する必要があったが、多額の費用を要する計画であった。

今後の進め方について庁内協議を重ねた結果、当面は早急に対応が必要な部分に限定して、工事を進める方針へ変更した。

#### 1 修理経過等

- 昭和49年(1974) 生活の便宜上の改造
- 平成14年(2002) 自動火災報知設備、漏電火災報知設備、消火器設置
- 平成15年(2003) 建造物調査業務委託(基礎調査、図面、写真記録)
- 平成16年(2004) 塀改修延長工事(指定範囲外)
- 平成18年(2006) 屋根外部改修、各所修繕、給水設備改修工事
- 平成20年(2008) 床補修等、壁・天井塗装他、床建具等補修工事
- 平成23年(2011) 雨樋修理
- 令和3年(2021) トイレ修理(指定範囲外)、雨樋、網戸修理
- 令和4年(2022) 漏電遮断器修理、耐震診断
- 令和5年(2023) 設計業務委託、修理工事

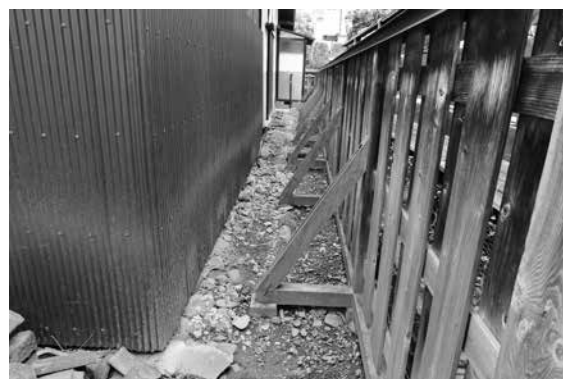
### 第2節 工事の概要

今回は、建物維持に必要な応急的な工事とした。

地盤調査、耐震診断、建物調査によって、明らかになった対策の必要な部位の修理及び雨水の流入対策を行った。

#### 1 雨水対策

敷地北側からの雨水と土砂の堆積により、土台の腐食が進行していることから、建物外周部の土のすき取り及び雨水対策を行った。建物際に水が溜まらないよう主家北側、便所東側及び南側中庭の地盤面を下げて、碎石敷き、縦樋の増設及び雨水桝を増設した。



北側土台付近状況

#### 2 屋根修理

屋根は現状鉄板葺である。主家の保存状態は比較的良好であるが、内部の梁の墨書等の保護のため明り取りを鉄板で覆った。外廊下から便所にかけては屋根材の老朽化が著しく、雨水流入の可能性があるので、葺き替えを行った。

#### 3 外壁及び土台修理

外廊下両面の土壁の剥がれが進行しているため、崩落防止対策として合板補強、雨水の浸食対策として波板の張り上げによる応急的な措置を行った。また、北側土台の腐食が大きい箇所は部材交換を行った。



外廊下北側外壁状況

#### 4 内装補修

建具破損部分の修理、劣化した畳の交換、土間等の補修、自然光対策などを実施し、引き続き建物を維持できる環境を整えた。

### 第3節 各部仕様

#### 1 木工事

古材は極力再用できるよう努め、当初工法を遵

守した工事を行った。やむを得ず交換した部材には墨で「令和5年度修補」と記録し、古色塗を行った。



交換材「令和5年度修補」

## 2 屋根工事

屋根は外廊下から便所にかけて、既存の鉄板を撤去し主家と同様の鉄板に葺き替えた。雨水流入による下地材の劣化が著しい箇所は腐食部分を取り除いた。腐食した野地板12mm杉材、隅木、小舞、垂木、鼻隠しは交換したが、土居葺き腐食部は復旧せず、ずれ止めの下地材を入れて屋根補強と防水下地の12mm合板を張り、アスファルトルーフィング23kgの敷設、カラー GL鋼板を施工した。

主家の明り取り3か所はカラー GL鋼板で覆った。

主家・外廊下屋根谷部の部材は交換したため、解体材の一部である廊下西側隅木と屋根野地板、屋根材鉄板を主家内部に保存した。



合板補強、既存土居葺きと欠損部分補強状況

## 3 左官工事

外壁表面の欠損や、内壁の砂壁が上塗りされて

いる補修可能な部位は、土壁の補修を行った。

土間は、平成21年度に完了した松本市重要文化財高橋家住宅復元整備工事に倣い、玄関を除く土間部分を施工した。既存土間の不陸調整後、塩尻市高出産赤土、山砂は日にさらしてからふるいにかけて、不純物や大きな塊は除去した。赤土バケツ(13ℓ)1杯、山砂(有明土)3杯、消石灰4kgにがり250gを配合して、モルタルミキサーを使用し、上記配合物を入れ、適宜に水を加えながら十分に配合する。水の量は土を手で握って開くとやっと固まる程度とした。仕上げ厚さは40~60mmとなり、たたき板にて締固めを行った。仕上げ後は急激な乾燥に注意し、経過観察を行った。



土混ぜ合わせ作業状況



土間たたき仕上げ作業状況

## 4 建具工事

襖、障子の修理、建具作成を実施した。かみざしき・しもざしきの襖、北側四畳の障子、二階押し入れの襖、便所の障子等を修理した。土間北側の地袋に建具が欠損していたため、板戸を新規作成した。土間東側の引き戸は他所の舞良戸を転用した。

## 第5章 活用の概要

### 第1節 保存活用の経過

#### 1 保存活用の在り方

##### (1) 松本市文化財保存・活用検討委員会

平成14年度には、文化財の有効な保存・活用の在り方等を検討し、引き続き整備等の事業に資することを目的に松本市文化財保存・活用検討委員会（会長 桐原 健（松本市文化財審議委員長）6名）（以下「検討委員会」という。）が設置された。

検討委員会では松本市重要文化財の高橋家住宅、未指定文化財の三松屋蔵座敷とともに橋倉家住宅の保存活用を協議したが、「本格復元整備については、活用方法の目途がたたないことから、将来的な課題としたい。」として、平成22年度に委員会が終了している。委員会の協議を踏まえて、高橋家住宅は復元整備されて博物館利用されることになったことから、同じ武家住宅である橋倉家住宅には別の活用が望まれるようになっていった。

##### (2) 当時の検討委員会が出た活用案

集会施設（安原地区公民館付属施設、町内公民館）、博物館施設、住宅、デイサービス施設  
当面：研究団体が資料調査に使用

#### 2 地域の関わり

橋倉家住宅は、以前から地域の方が定期的に庭木の手入れをするなど地域の関わりにより維持されてきた。橋倉家住宅のある安原地区で活動している安原地区歴史研究会は、歴史を学ぶ活動として橋倉家住宅の清掃活動や、旭町小学校の授業に協力して歴史案内等をしている。

令和2年（2020）3月27日には、まつもと文化遺産に「松本城下北の要 武家のまちと商家のまち」が認定された。関連文化財群に橋倉家住宅が位置づけられ、保存活用団体の安原地区まちづくり協議会と安原地区歴史研究会により、活動が地域内に広がってきている。

## 第2節 活用の状況

### 1 施設の現状

平成14年（2002）当時は、住宅として利用した生活感の残る環境であったものを、公共施設として維持するために小規模な修理を順次行い、主要な部屋はある程度、見学可能な環境になっていた。

しかし、現在でも冷暖房設備がないため、前向きに考えれば当時の武家住宅の厳しい住環境を体感できるとも言えるが、冬期は凍結防止の対策で水道を閉栓し、トイレが使えない制約が出るため、季節により建物利用環境が大きく左右されている。

### 2 活用の試行

今まで維持するための最低限の修理が実施されてきたが、活用面では検討委員会以後、具体的な公共利用に結びつかず施設検討が停滞し、その間は地域活動により支えられてきた。その活動も高齢化と近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う社会的な活動自粛により縮小していた。

令和3年度は、現状に対する危機感から今までの進め方を仕切り直し、改めて橋倉家住宅の周知からはじめ、コロナ禍に配慮した建物見学会の開催や意見交換、建物の試験的活用を実施し、静かな住宅地に立地する小規模な建物のできる活用方法を探り始めた。橋倉家住宅の活用に向けた取り組みと協力頂いた主な団体、その間の利用実績は以下のとおりである。

#### (1) 取組内容

SNS<sup>注1)</sup>による周知、歴史研究会清掃、旭町小学校の地域学習、建物見学会、文化財課テレワーク会場、木下尚江読書会、ビューロー芸術ワークショップまちなかゼミ、まつもと文化遺産認定団体の交流、その他会議・打合せなど

#### (2) 協力団体

安原地区歴史研究会、信州大学、天白3町会、松本都市デザイン学習会、コゴブラ信州他

#### (3) 利用実績

令和2年度	開館3日	利用者120名
令和3年度	開館24日	利用者394名
令和4年度	開館29日	利用者390名

令和5年度 開館11日 利用者229名(工事実施)  
令和6年度 開館12日 利用者271名

### 3 活用事例

#### (1) 建物見学会

地域の方との意見交換から、近所の方々でも中に入ったことがないという話があったことをきっかけに建物見学会を開催した。安原地区公民館と安原地区歴史研究会に協力頂き、積極的に地域の方々へ周知した。当日は、安原地区歴史研究会には建物案内や地域にゆかりがある澤柳政太郎の資料展示協力を頂いた。

##### ア 第1回

令和3年(2021)8月21日(土)22日(日)

開催直前に新型コロナウイルス感染症警戒レベルが上昇したため延期。

##### イ 第1回 10月16日(土)17日(日)

9:00-17:00 来場者115名

アンケート回答率84.3%(回答者に橋倉家住宅缶バッジを配布)

初めての試みということもあり、多くの来場があった。アンケート結果では、初見の方が89%で定期開催を求める意見が複数あった。

##### ウ 第2回

令和4年(2022)10月28日(金)29日(土)

10:00-15:00 来場者83名

アンケート回答率86.7%(回答者に信州大学の学生が制作した橋倉家住宅の葉を配布)

前回来館者がなかった時間を縮小し、一日は平日開催とした。

##### エ 第3回

令和5年(2023)7月21日(金)22日(土)

10:00-15:00 来場者45名

真夏の開催のため、午後の暑い時間の来場は少数で、参加者は縮小傾向にあった。

##### オ 第4回

令和6年(2024)9月20日(金)21日(土)

10:00-15:00 来場者53名

定期的な見学会が定着化してきた実感とともに来場者数は一定数で安定している。今後も継続的な開催が望まれる。



見学会の開催状況

#### (2) 企画、展示会場

橋倉家住宅の近くには信州大学松本キャンパスが立地している。信州大学人文学部金井直教授の協力により、大学に近い立地を活かして橋倉家住宅の保存活用を実践的に考え、学ぶために、試験的に企画、展示会場として活用した。

ア 「公開制作vol.2 佐藤朋子 狐・鶴・馬」  
レクチャーパフォーマンス試演

主催：信州大学人文学部芸術コミュニケーション分野学生有志、長野県立美術館

令和4年(2022)8月3日(水)

16:00-19:00 参加者12名

2部屋をつなげた20畳ほどの空間で試演した。通常は大きな会場で行うアーティストと参加者の距離が非常に近く、落ち着いた雰囲気で行進が進み、双方ともに好評であった。



かみざしき、しもざしきの襖を外し、プロジェクターを使用

イ 「bureau橋倉家住宅」(大学研究室展示、  
宮田紀英氏作品展示)

主催：信州大学人文学部芸術コミュニケーション分野学生有志

令和4年(2022)11月5日(土)6日(日)  
9:30-18:00 参加者50名

建物への関心の有無に関わらず、展示を見  
に橋倉家住宅へ足を運ぶ機会となった。しも  
ぎしき裏の納戸の薄暗い雰囲気展示空間に  
するなど、部屋の特徴が活かされていた。



会議開催の様子



展示の様子

### (3) 会議の開催

松本市文化財審議委員会

令和6年(2024)8月21日(水)

9:30-11:50 出席者14名

橋倉家住宅の事業実施状況を説明するため、  
現地にて松本市文化財審議委員会を開催した。  
かみざしきとしもぎしきの襖を外し、プロジェ  
クターを使用してテレビ会議を併用した。大人  
数が集まる会議では、このような使い方が利用  
しやすく、20人位まで利用が可能である。

## 4 試験的利用のまとめ

橋倉家住宅には、当時の町割りがよくのこって  
おり、橋倉家住宅敷地には辻井戸と東西へ通り抜  
けできる細い道がのこっている。東ノ丁周辺は、  
武家の居住地であった場所が、現在も住宅地とし  
て当時と変わらない土地利用がされており、現地  
の都市計画で定められた用途地域は、第1種住居  
地域で、住環境を守る地域となっている。

住宅地にある小規模な武家住宅には少人数で落  
ち着いた利用方法が適しており、試験的活用の取組  
みのなかで、建物利用者からは落ち着いた雰囲気  
で昼に座ってじっくり向き合う使い方が好評であった。

室内は、一階のかみざしきが最も使いやすく、  
多く利用されている。かみざしきは来客として室  
内の設えが良く、襖を外すと、しもぎしきと一体  
的に使うことが可能である。おかつては、板の間  
で座りにくいことから、かみざしき、しもぎしき  
では場所が足りない時に補足的に使う利用に留ま  
り、なかのま・土間・六畳は人が通り抜けるた  
め、あまり活用されていない。二階や便所は、今  
まで未修理であったため、活用に至らなかった。

建物は、風通しのよい特性から、春・秋の過ご  
しやすい時期は快適に利用できる反面、冷暖房が  
未整備であるため、真夏の午後や冬期は活用に向  
かない。

今回取り組んだ試験的活用は限られているが、  
毎年の積み重ねにより、利用者が橋倉家住宅に接  
する機会が増えている。今後の継続的な取組みが  
大切であるが、徐々に認知度は高まってきている。

注  
注1) ソーシャルネットワーキングサービス。



## 第6章 資料

橋倉家住宅に関わる資料や、松本城下町の武家に関する資料をあげる。

### 1 古写真



昭和40年代（昭和49年（1974）南外壁修理前）  
（松本市教育委員会文化財課 文化財写真集）

## 2 「御法律」建物関連箇所の翻刻

「御法律」は塩尻市青木文雄家に所蔵されている膨大な近世文書のひとつであり、松本藩法の諸項目の法令や規定をまとめたものを、嘉永元年(1848)11月に書き写されたものである。この度、以下のとおり建物関連の記述を抜粋した。

- 一 玄関棟立候屋作并門開扉、御年寄御組頭四百石以上ハ格別、其以下停止之事

同八年六月十五日(※同八年・寛文八年)

(前略)

- 一 家居縦表向たり共随分質素可被致候、猶更内証之義者弥堪忍可有之候、

(中略)

右令添削寛保二年延享元年之御制法者也、

- 一 只今迄屋鋪替願有之処、向後相願候事者可被致無用候、然共御役ニ付難調面々者其節承届御詮義可有之事

同四年三月三日(※同四年・宝暦四年)

- 一 屋鋪坪数之儀新被致普請之節ハ左之通可被相心得、乍去勝手ニ而坪数被相増候儀者勝手次第之事ニ候、

但、去冬類焼之面々先住居相成候迄ニ被致普請候面々も、連々と御定之坪数ニ被致候様可被心得候、

- 一 右之通被 仰出候得者是迄之居宅恰好より手広被取縮度面々、御定之坪数多方之高迄ハ被相願候得者御聞届可有之候、

- 一 右之通坪数相定候得共、以後有来之屋敷被下置節者、是迄之通坪数少々之過不及ハ無御貪着候間兼而左様可被相心得候、

本屋之分

但、落縁長屋雪隠之外者坪数ニ相成候、

- 一 五拾石方七拾石迄 四拾坪方四拾四五坪迄
- 一 八拾石方百八拾石迄 四拾七八坪方五拾四五坪迄
- 一 百九拾石方三百貳拾石迄 五拾七八坪方六拾四五坪迄
- 一 三百三拾石方四百石迄 六拾七八坪方七拾四五坪迄
- 一 四百拾石方六百石迄 八拾四五坪方百貳拾坪迄

御小姓 三拾貳坪方三拾六坪半迄

御中小姓 貳拾七坪方三拾坪迄

但、小身之御年寄御組頭江屋鋪家作分 仰付候節、六拾四五坪方七拾坪迄ニ被 仰付可被下事

同六年三月廿日(※同六年・安永六年)

追而張紙

(前略)

- 一 本屋長屋共ニ当分ニ而も量被置候儀御停止之事

(中略)

同六年十月(※同六年・安永六年)

- 一 各居宅之内自分ニ而建継候場所、屋鋪替被 仰付候節或定府其外ニ而屋敷差上候節毀取候義、向後可被致無用候、尤別屋ニ建候場所ハ制外ニ候間可被得其意候、

但、自分ニ而被申付候共、量建具等其儘可被差置候、

安永九年二月廿五日

追而張紙

- 一 屋鋪附田畑有之者定江戸或屋敷替被 仰付候ハ、田畑作物有無共頭支配江可相届、頭支配方ハ其趣御元鎮江可被達事

(中略)

天明七丁未年二月廿五日

- 一 御足輕共どろこね又者煤萱等取扱之外、是者不仕事、彼者仕候事なと下ニ而法を立候儀不仕様ニ急度可被申付事

正徳六年三月廿三日

(前略)

作事方支配

- 一 御用足之者共方軽き送物といふとも一切請不申、断候上再三相送り候ハ名書支配江可申出、或手筋を以相頼候事有之共一切取あへへからず、強而申者有之ハ是又支配江可訴事

- 一 普請等之儀諸事可入情(精)、且又公用ニ事寄諸町人江無心かましき儀申懸間敷事

- 一 公用ニ而取繕候作事之節聊親疎仕間敷事

(中略)

右之条々前々方も申出置候得共、於松本別而可相慎候、若相背におゐてハ曲事可申付者也、

張紙

(中略)

達可申事

但、無用而不可有他行、若親類近付方江無抛用事有之節者、其頭江相断可受許詞事

(中略)

- 一 長屋住居従古来之作法、別紙之通急度可相守事

- 一 儉約之筋於在所申付条目之通堅可相守事

(後略)

覚

- 一 御長屋量置在府中飛替可被致候、尤其趣御目付中江相断可被申御徒士目付見分可有之事

- 一 御長屋上下共ニ火燵など明候節尾引根太ニ障不申様切抜、爰足前もとのことく量ともふさき置可申事

- 一 御長屋住居仕置候壁など切抜窓等猥ニ明被申間敷事
- 一 物干にて水あつかひ水こほし被申間敷事  
附、物干椽下も折々掃除可被申付事
- 一 御長屋椽下江埃芥押込根江土かかり不申候様下々江可被申付事
- 一 御長屋前板かこひ外溝之水はき并掃除等下々江可被申付事
- 一 井戸端にて肴野菜等あらひ魚のわたなどすて不申様下々江可被申付事  
(中略)
- 一 御長屋建具等帳紙書付有之候、若書付不足相違も候ハ、御長屋請取候節早速御賄所江相断候而改を請可被申事

参考文献

- 1) 松本市史近世部門編集委員会・松本市史編さん室編：松本市史歴史編 近世部門 調査報告書 第3集 一松本藩の史料一、松本市，pp.34-71，1996.3

## 第7章 まとめ

### 第1節 文化的価値

橋倉家住宅の文化的価値については、すでに県宝指定時の資料（長野県宝候補物件調査書\_調査年月日：昭和49年6月12日／調査者：大河直躬）における「指定の根拠」において述べられている（7頁に掲載）。以下では、これをふまえて、今回の調査（痕跡調査・裏張り調査・類例比較調査）で価値を補強できた点について述べたい。

\*

第一に、松本城下町の武家住宅における代表性を確認できた点である。

松本城下町における武家住宅の現存遺構は限られるものの、文献などに記録されている資料なども含めて松本城下町における武家住宅の間取りを把握し、これと橋倉家住宅の間取りを比較したことで、橋倉家住宅が松本城下町の武家住宅における典型的な間取りの一類型を示していることを確認することができた。

\*

第二に、建設年代を明らかにすることができた点である。

これまでは江戸時代末期（19世紀前半）の建設とされていたが、今回の調査において、なかのま上部の梁に記された墨書「嘉永三庚戌年四月二十四日建之」を発見したことにより、建設年代（上棟）を嘉永3年（1850）と特定することができた。

\*

第三に、建設主体を明らかにすることができた点である。

今回の調査で発見したなかのま上部の梁に記された墨書には、建設年代（上棟）に続いて「橋倉與兵衛・・・」と記されていた。橋倉家に受け継がれていた「家をつくる時に費用がかかり過ぎて、お上よりお叱りがあった」との伝承を含め、橋倉家住宅の建設主体を橋倉与兵衛（橋倉家6代当主）と特定することができた。

一般的に武家住宅は、藩から家中にあてがわれる住まいであると解釈される。松本城下町にのこる古い時代の武家住宅である高橋家住宅（松本市重要文

化財)はこうした武家住宅のあり方を示す建築遺構として位置付けられる。一方、武士自身が建設した橋倉家住宅は、これとは対照的な住まいのあり方を示しており、松本城下町における武家住宅のあり方の変化を読み取ることができる。

\*

第四に、武家住宅そのものの建築的な発展を見通すことができた点である。

長押を省略するなど質素儉約の住まいを基本とする一方、そこから逸脱して、せいの大きな差鴨居や瀟洒な座敷飾りを設けるなど、華やかさが加わっており、住まいの質を向上させようとする武家住宅の発展を読み取ることができた。

おそらくこれは三点目と関係し、建設主体が武士自身であったことに基づく。武士自身が建設主体であったため、自発的に住まいの質の向上が図られたと考えられるのである。こうした住まいの質の違いは、古い時代の武家住宅の遺構である高橋家住宅(松本市重要文化財)との比較を通じて明快に把握することができる。

\*\*\*\*

橋倉家住宅は、嘉永3年(1850)に建設(上棟)された武家住宅であり、橋倉与兵衛(橋倉家6代当主)を主体として建設が進められた。その建築は、質素儉約を旨とする武家住宅の姿を基本としつつも、所々にそれを逸脱した華やかさがみられるなど、江戸時代末期における武家の住まいの実態を伝えている。また、同じ松本城下町に遺存する高橋家住宅(松本市重要文化財)などの文化財との比較によって、武家住宅のあり方や建築の変化を具体的に把握することができる点も重要である。この点において、長野県における武家住宅の代表的な遺構として位置付けられるとともに、武家の暮らしを伝える物証として、その文化的価値は高い。

## 第2節 今後に向けて

長期的な課題となっていた橋倉家住宅の本格復原整備の方針を令和3年度に改めて、建物利用に必要な最低限の修理と今後の活用を見据え、令和4～6年度に橋倉家住宅活用修理事業を実施した。

今まで修理ができなかった便所を中心に応急的な対応もあわせて実施したことで、隅々まで気持ちよく見学できる環境が整った。今回は事業の見直しにより耐震補強や、土壁の剥落部の修復を見送ったため、昭和後期の改変部分の対応とあわせて今後の課題としたい。

建物調査は、昭和51年(1976)長野県宝の指定以降、平成16年(2004)の建築史資料調査のみであったため、今回、信州大学梅干野研究室に協力頂き、修理にあわせてようやく詳しい調査が実施できた。特に墨書の発見は、建設年代の特定につながっただけでなく、居住者である武士が江戸時代末期には住宅建設へ関わったことを示唆する貴重な資料になった。また、類例比較調査による現存武家住宅調査では、松本市重要文化財高橋家住宅や、歴史の里に移築された木下尚江生家、今ものこる未指定住宅の大切さを再認識した。文献の整理により、多くの武家住宅を把握・分析することができ、松本藩における橋倉家住宅の位置付けも明確になった。

建物活用は、試験的利用により適性のある使い方がみえたとともに、橋倉家住宅に接する機会の増加により認知度が高まってきている。一方で、見学会だけに複数回来る方は少なく、公共施設として改めて運用する見通しはまだ立っていない。

今回の取組みにより、様々な成果が出ているものの、将来の課題も多くのこる。今後も取組みを継続して活用方針を見出し、施設の使い方に沿った耐震補強と積み残した修理に取り組む必要がある。また、耐震補強時には、今回の調査で確認できなかった小屋裏等の隠蔽部を改めて調査することで、二階の施工時期が明らかになる可能性が高いため、調査もあわせて実施したい。

事業実施により利用しやすい環境が整ったので、建物調査成果の展示など、武家住宅を深く知る仕掛けを取り入れながら、長期的に取組みを続けていくことが大切である。

# 写真

## 着工前



主家 西南面



便所・外廊下・主家 屋根



主家 東面、便所 南面



土間



便所 西面



二階



主家 東面、外廊下



便所 内部

屋根修理（外廊下・便所）



鉄板葺屋根 解体状況



土居葺き 残存部分



土居葺き野地板 腐食部撤去



合板補強



外廊下 屋根北側



野地板 鼻隠し補修



野地板補修



鉄板葺き施工

## 外壁及び土台



便所 既存便槽蓋



便所 杉皮張り施工



北土壁 木部補強及び仮設鉄板下地施工



外廊下 南土壁部合板補強



土台 腐食部撤去



土台 木部補修



便所 便槽部・南壁面木部解体



便所 土壁補修

## 内装修理



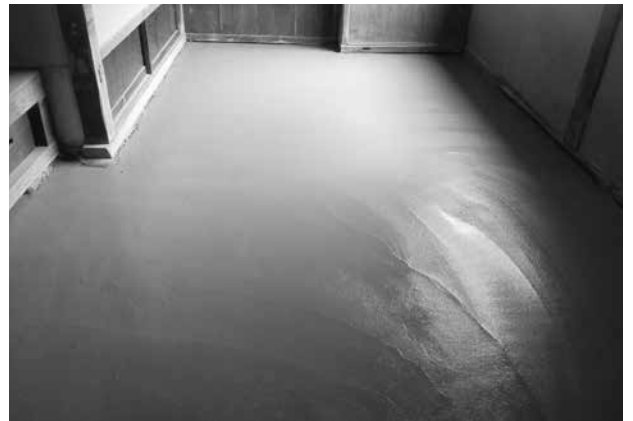
しもざしき裏の納戸 既存建具



土間施工



二階 畳撤去状況



土間施工完了



内壁補修



土間 新規建具



土間用赤土ふるい状況



二階 建具修理



雨水対策



北側 土すき取り



中庭 土すき取り



北側 土すき取り、碎石敷き

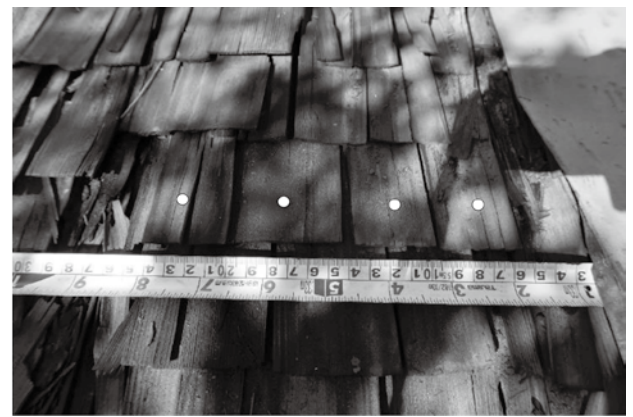


辻井戸 崩落防止対策

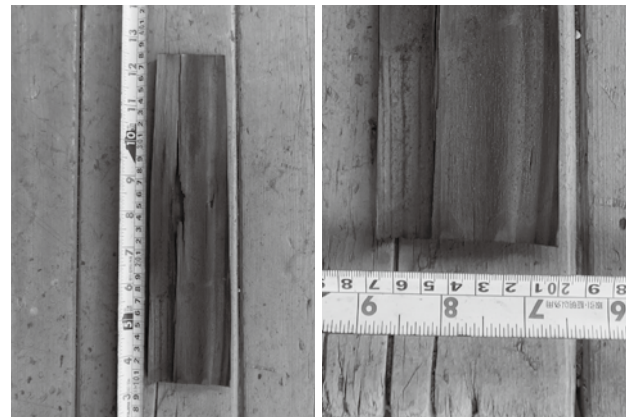
便所 屋根土居葺き寸法



7 cm、6 cm、7 cm、5.5cm



4 cm、5.5cm、4 cm、4 cm



土居葺き材 縦28cm 横6.5cm



厚さ 1 mm

解体材、備品他



令和5年度 解体材 便所既存鉄板刻印三ツ星



長持



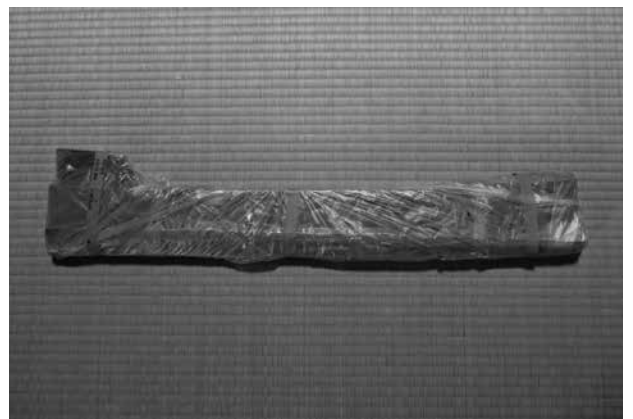
令和5年度 解体材 廊下西側隅木、屋根野地板



陶器便器 昭和前期



過去に使用した木製軒樋



平成20年度 解体材 土間蹴込板



「橋倉与兵衛」と書かれた行李



辻井戸 崩落対策前状況

竣工



主家 西面



主家 北西面



主家 東面



便所 南面



主家 東面



主家・便所 北面



外廊下 南面



かみざしき



便所 西面



しもざしき



なかのま



おかって



六畳



二階



土間



二階 物置



しもざしき裏の納戸



便所 内部

## 図 面

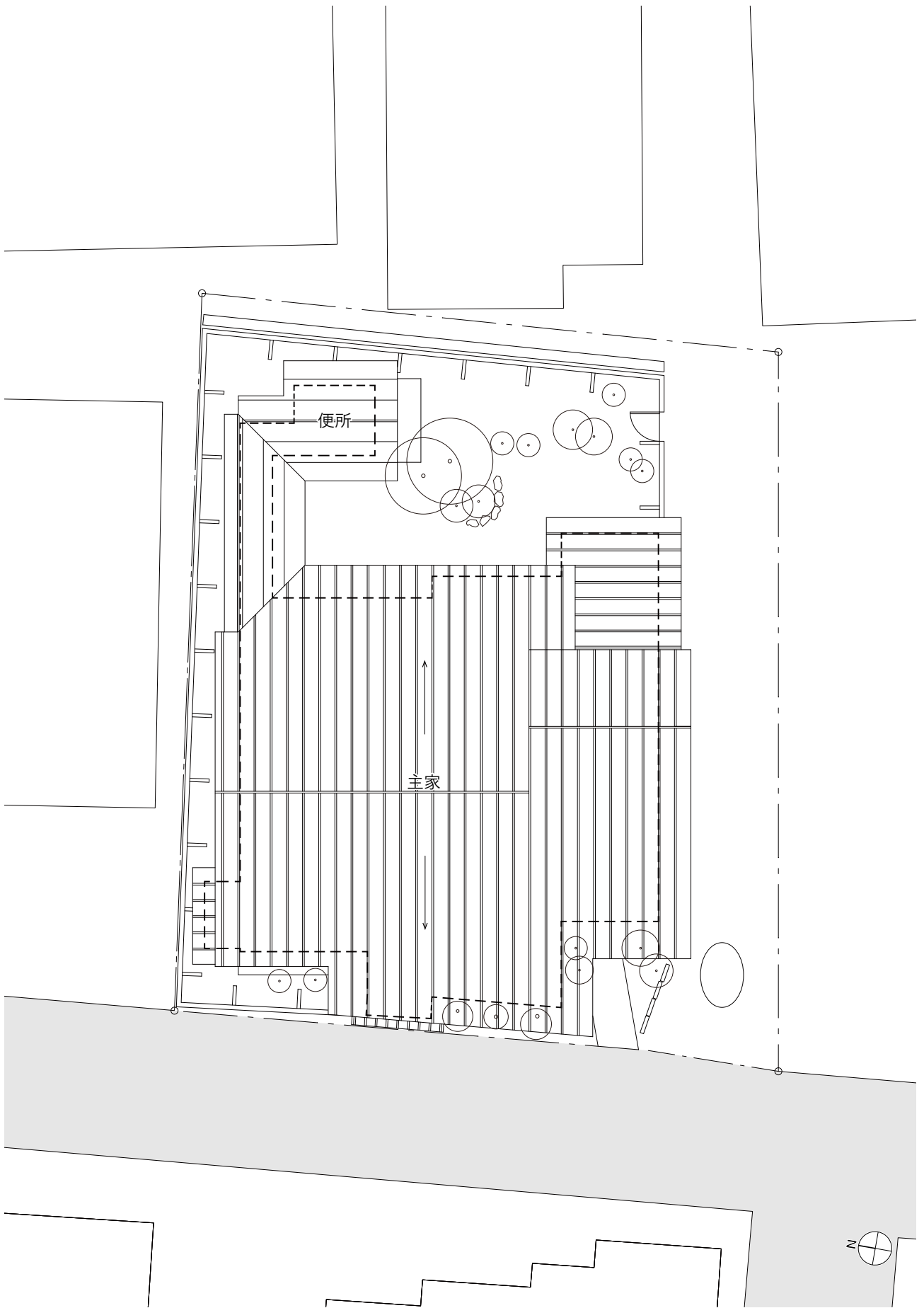
### 図面一覧

	名称	作成者	縮尺 (A 4)
1	屋根伏図	信州大学梅干野研究室	1 / 150
2	平面図	信州大学梅干野研究室	1 / 100
3	痕跡図	信州大学梅干野研究室	1 / 100
4	柱図	信州大学梅干野研究室	1 / 100
5	小屋伏図	信州大学梅干野研究室	1 / 100
6	A-A' 断面図 (土間筋)	信州大学梅干野研究室	1 / 100
7	B-B' 断面図 (なかのま筋)	信州大学梅干野研究室	1 / 100
8	C-C' 断面図 (かみざしき筋)	信州大学梅干野研究室	1 / 100
9	立面図 (西面、東面、北面、南面)	信州大学梅干野研究室	1 / 100

未掲載：令和 5 年度 松本市橋倉家住宅応急修理工事 図面一覧 (作成：令和 5 年 (2023) 6 月)

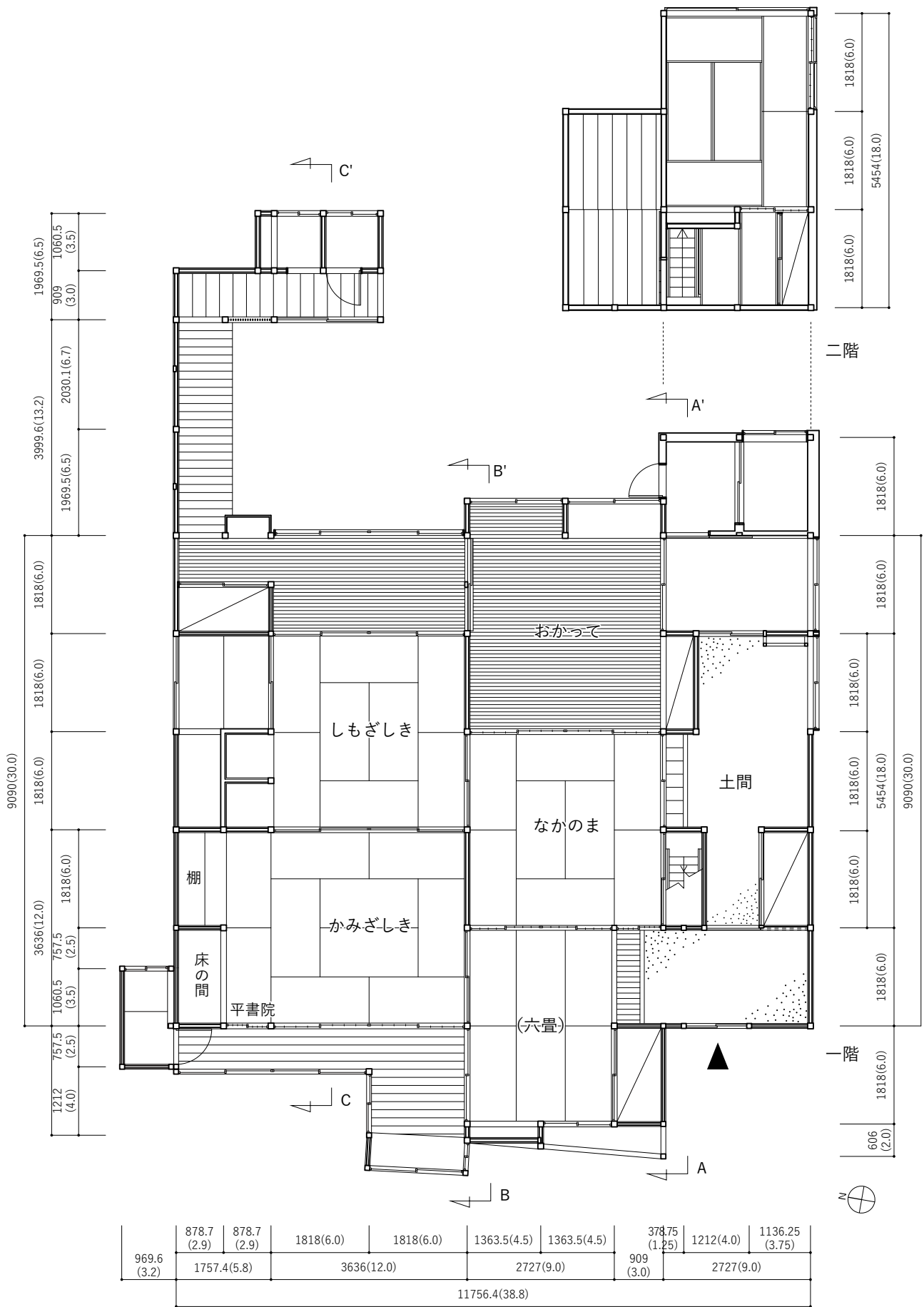
	名称	作成者	縮尺 (A 3)
1	現状平面図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100
2	現状平面図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100
3	現状断面図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 50
4	現状屋根伏図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100
5	応急処置検討平面図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100
6	応急処置検討立面図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100
7	応急処置検討屋根伏図	有限会社 信濃伝統建築研究所	1 / 100



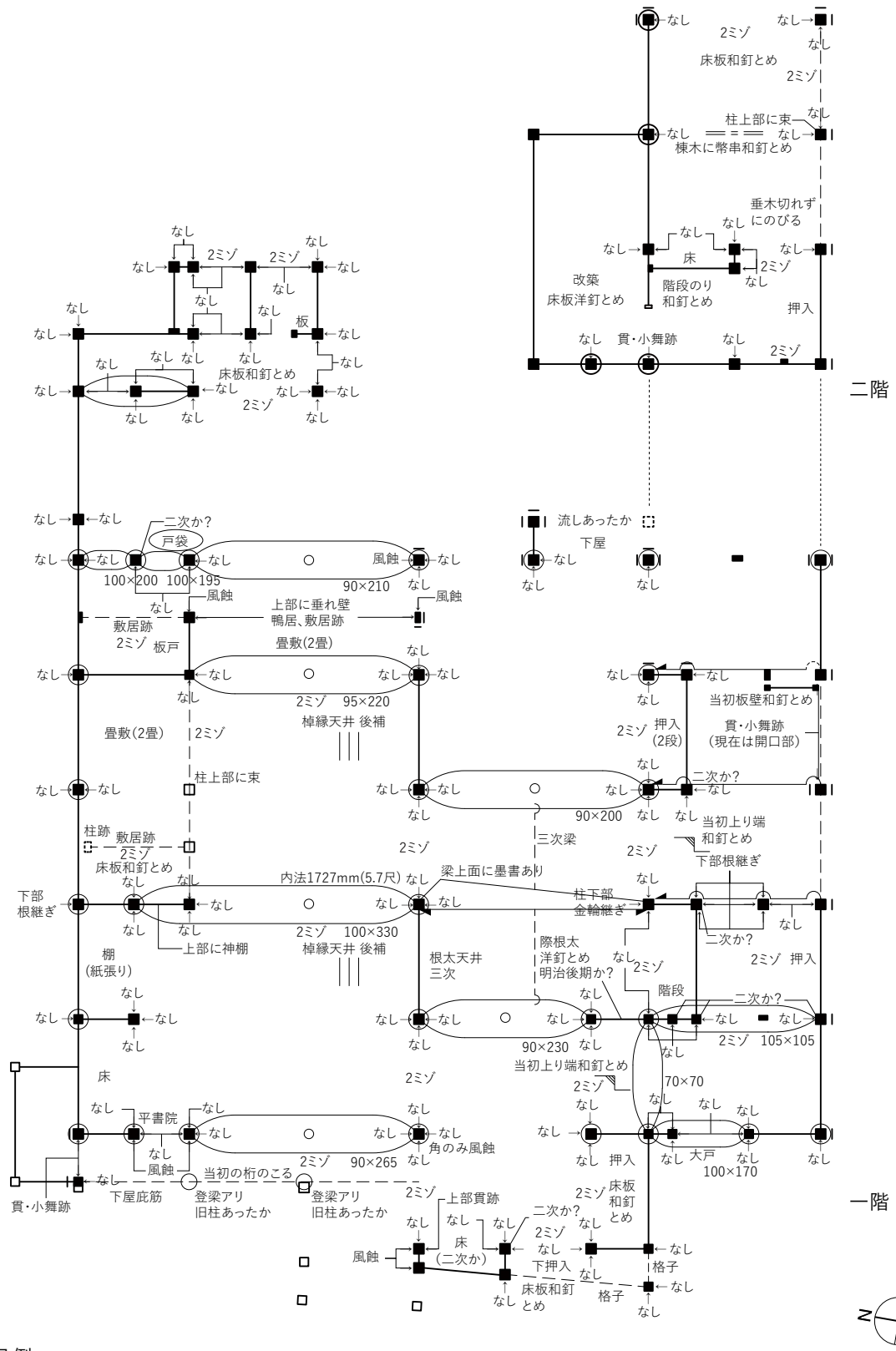


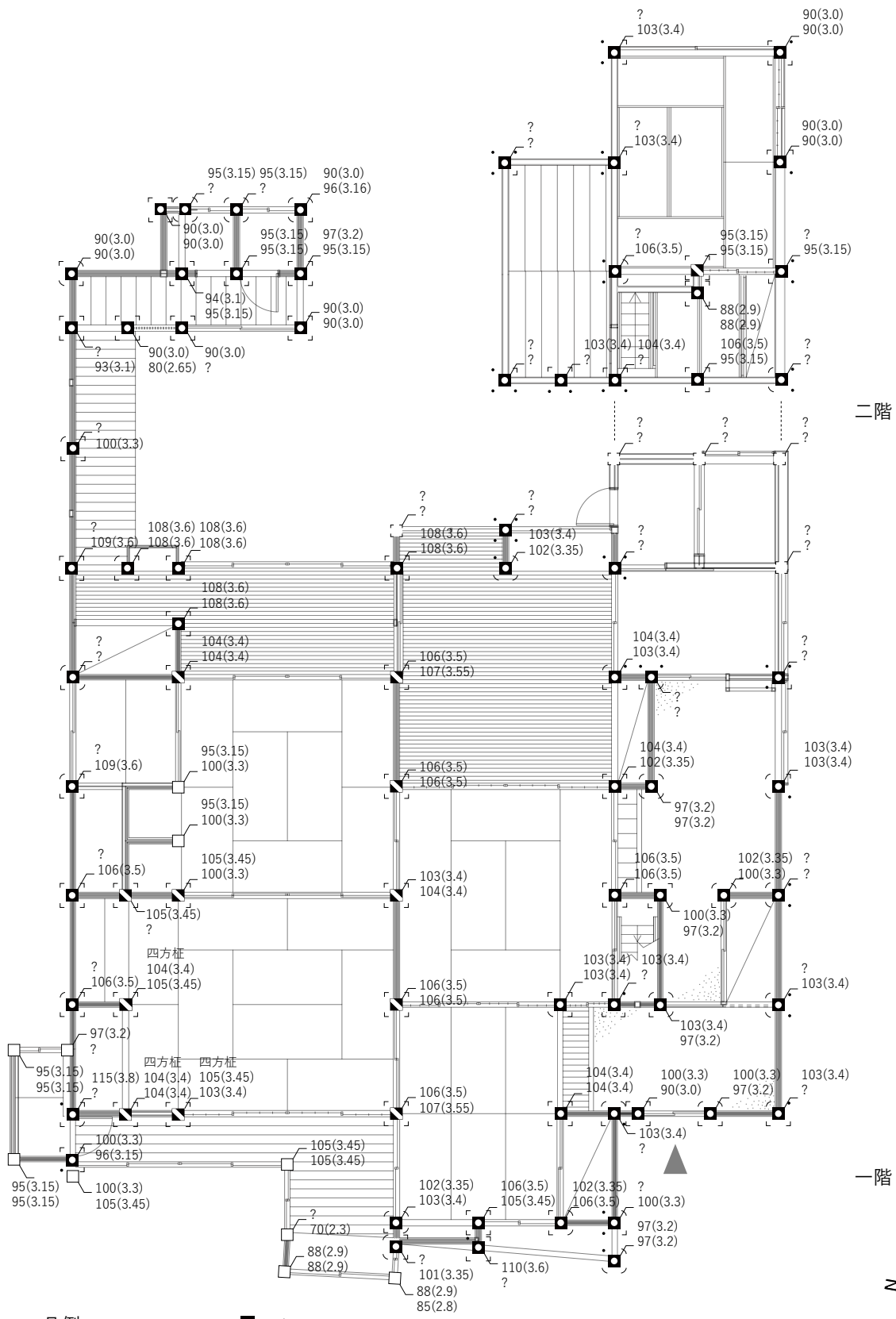
橋倉家住宅 屋根伏図 (S=1/150)





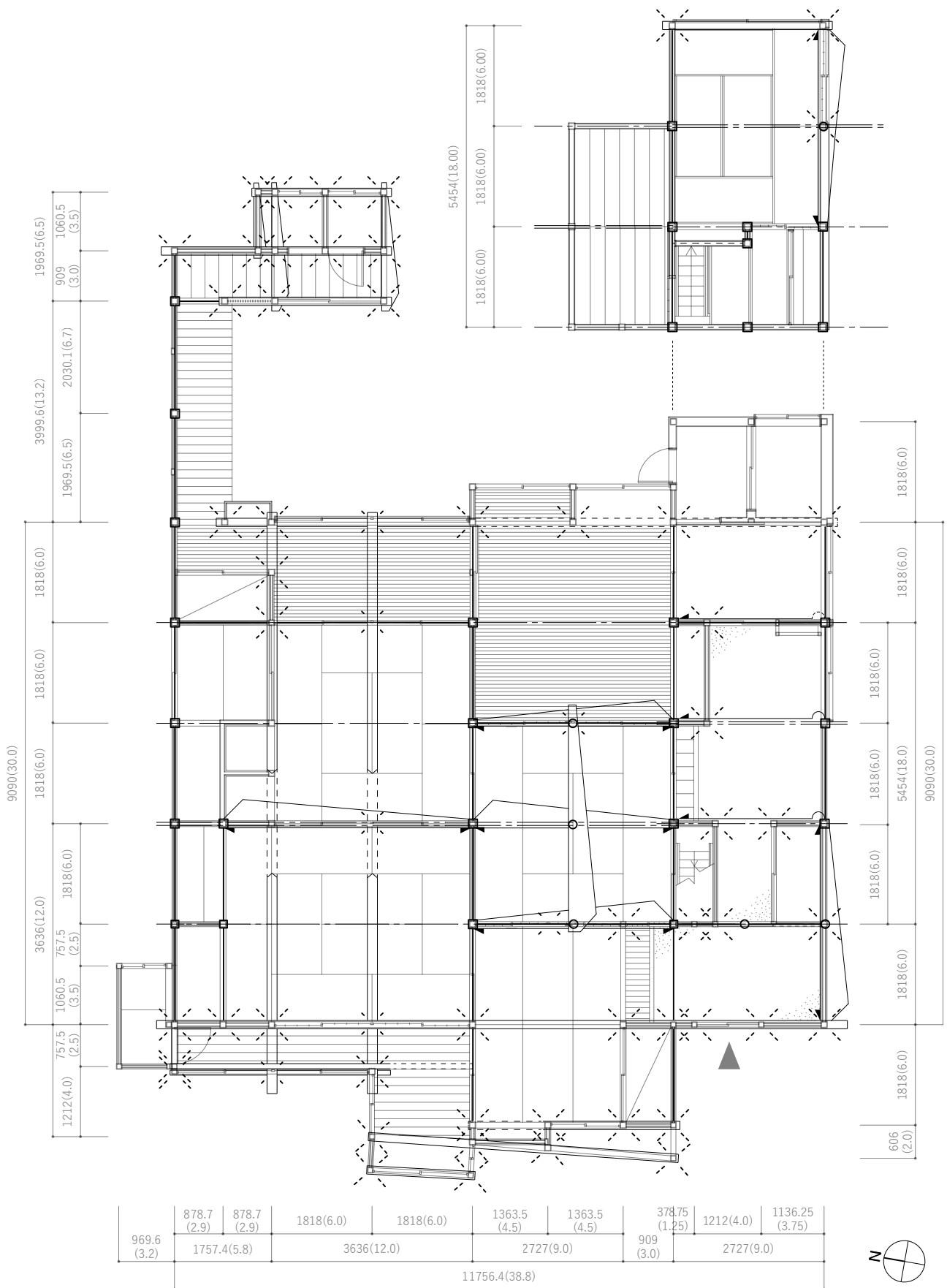
橋倉家住宅 平面図 (S=1/100)





- 凡例
- 当初材 — 樹種
  - 新規材
  - ⋯ 不明材
  - [ ] 角あり ( ) 角なし ⋯ 観察不可
  - |             |   |    |
|-------------|---|----|
| X<br>□<br>Y | } | マツ |
| □<br>X      | } | ツガ |

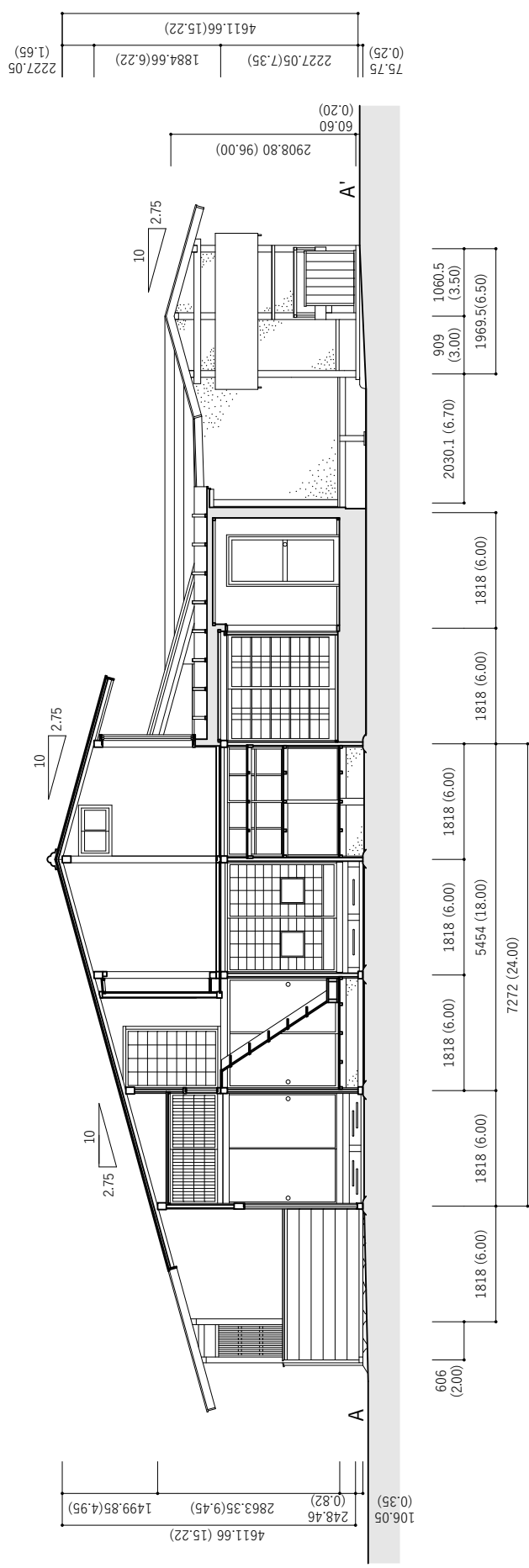
橋倉家住宅 柱図 (S=1/100)



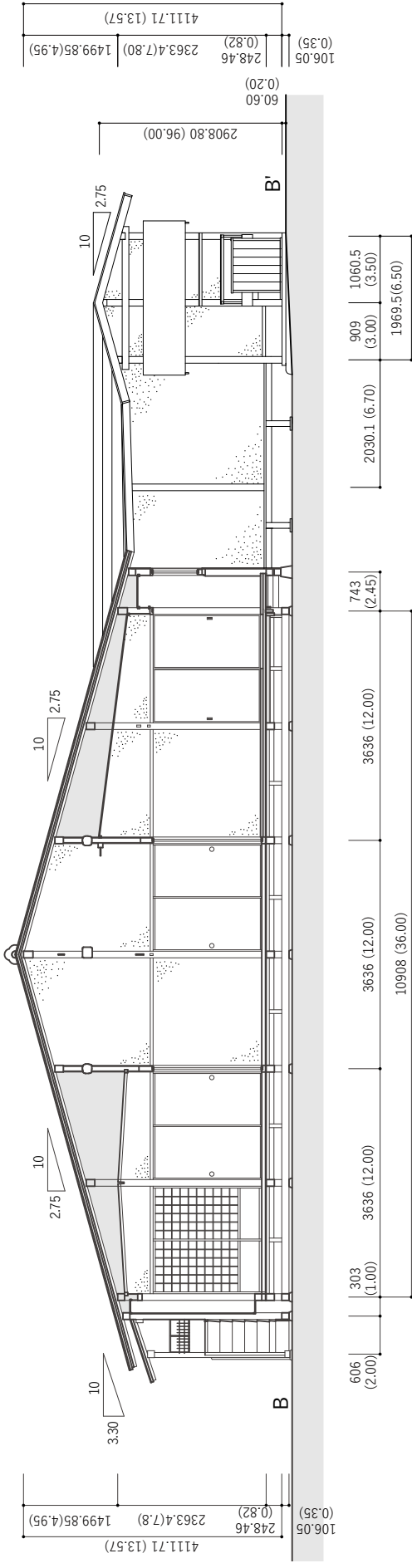
凡例

下に柱  
 下に束  
 上に束

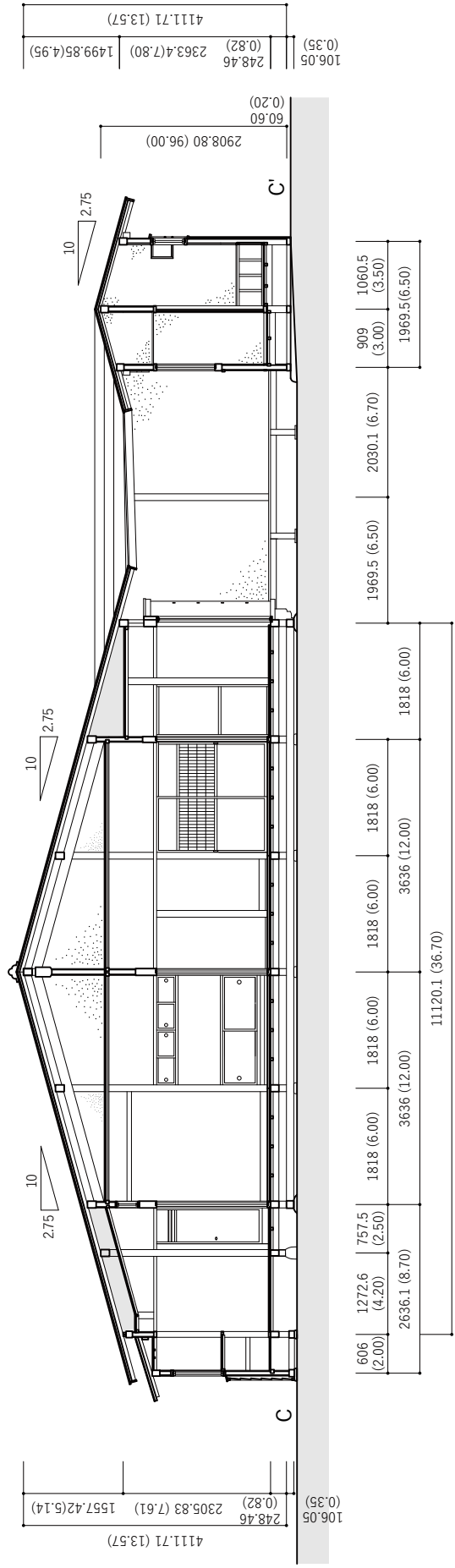
橋倉家住宅 小屋伏図 (S=1/100)



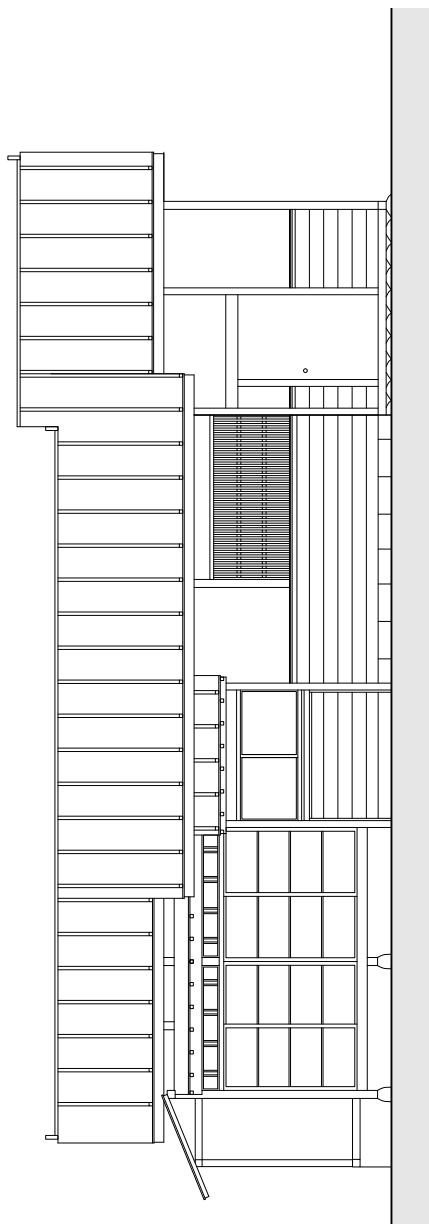
橋倉家住宅 A-A' 断面図 (土間筋) (S=1/100)



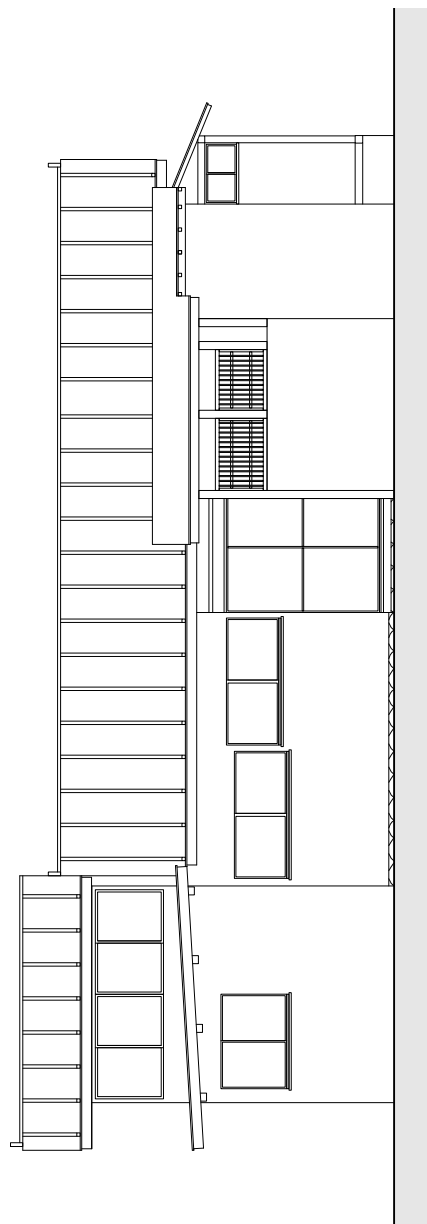
橋倉家住宅 B-B' 断面図 (なかのま筋) (S=1/100)



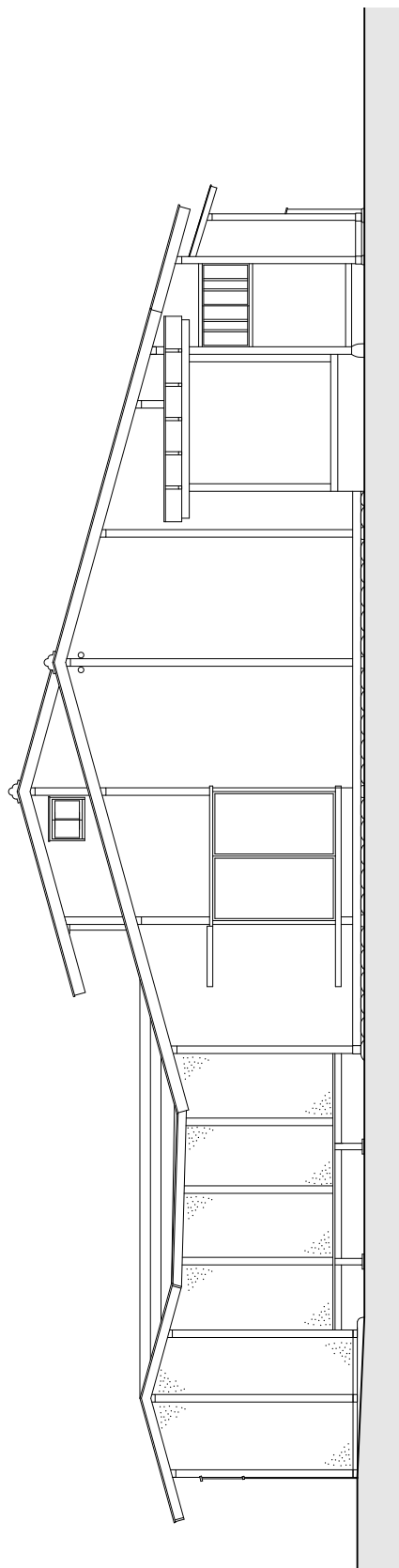
橋倉家住宅 C-C' 断面図 (かみざしき筋) (S=1/100)



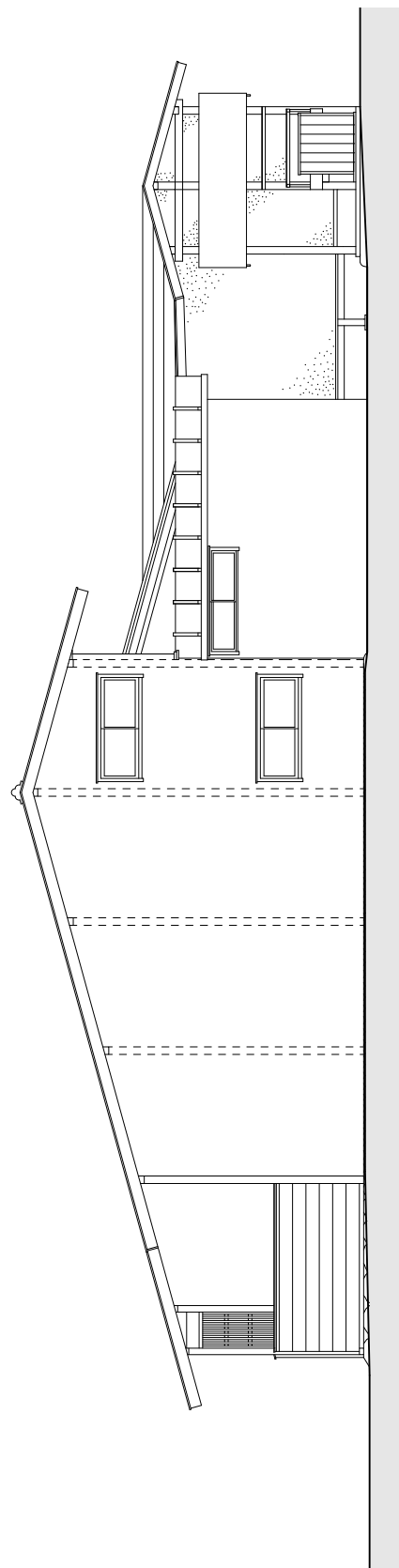
橋倉家住宅 西立面図 (S=1/100)



橋倉家住宅 東立面図 (S=1/100)



橋倉家住宅 北立面図 (S=1/100)



橋倉家住宅 南立面図 (S=1/100)

外から見えない通し柱を点線で示す



長野県宝 橋倉家住宅修理工事報告書

---

発行 松本市教育委員会（担当：文化財課）

〒390-0874

長野県松本市大手 3 - 8 - 13 松本市役所大手事務所

電話 0263-34-3292

令和 7 年 3 月 31 日

---